

第1章 名張市第4次人権施策基本計画策定の背景・趣旨

1. 國際的な動き

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、国際連合は、1948(昭23)年の第3回国連総会において「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」として、全ての人民と全ての国とが達成すべき人権の共通基準を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

2000年代に入り、国際連合において「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「障害者の権利に関する条約」「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約」が採択され、発効しています。

また、2004(平成16)年12月の第59回国連総会において、「人権教育のための世界プログラム」が決議され、全世界的規模で人権教育を徹底させるため、国際レベル、国レベル、地方レベルでの取組が推進されてきました。

国連は2005(平成17)年から2009(平成21)年までをこの計画の第1フェーズとし、初等中等教育における人権教育に焦点を当てることとなりました。この間、2008(平成20)年12月10日からの1年間を「国際人権学習年」として、各国政府に人権教育・学習の取組を強化するよう呼びかける決議を採択しています。続く2010(平成22)年から2014(平成26)年までを第2フェーズと定め、初等中等教育における人権教育の推進を継続しつつ、高等教育における人権教育とあらゆるレベルの教員、教育者、公務員、法執行官、軍隊のための人権研修に焦点を当てて取組が進められてきました。2015(平成27)年から2019(平成31)年までの第3フェーズでは、これまで2フェーズの取組強化とメディア専門家やジャーナリストの人権研修の促進を求めていました。第4フェーズ行動計画(2020年~2024年)では青少年に焦点を当てた取組が各国で計画されましたが、コロナ禍により思うような成果を挙げることができませんでした。そこで2025(令和7)年からの第5フェーズにおいては、第4フェーズの継続・強化を視野に「青年と子ども」に焦点を当てた取組が進められています。

国連はこの過程で、2011(平成23)年12月、「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択し、人権問題解決のための取組や人権教育・人権啓発の重要性を、国際社会に対して明確に示しました。

また、企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が重視されるようになり、2011(平成23)年、国連人権委員会で「ビジネスと人権に関する指導原則」*(以下、「国連指導原則」)が全会一致で支持され、企業活動における人権尊重の指針とされました。

しかし、世界各地で人種、民族、宗教の違いや貧困などの理由による紛争や対立、

難民の発生、大規模な自然災害などにより、多くの人々の人権が侵害され生命が奪われている現実があります。

こうした状況の中、国連は差別のある所に平等は存在しないとの認識の下、2022（令和4）年「包括的反差別法制定のための実践ガイド」*を制定しました。「21世紀は人権の世紀」をスローガンに終わらせないためにも、国連を中心に、各国政府や企業、様々な人権NGOなどが世界的規模で、平和と人権の確立、差別や貧困の撤廃を目指した積極的な取組を進めています。

2. 国内の動き

こうした国際的な動向の中、我が国においても基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、前項冒頭にあげた国連が中心となり作成した人権関係国際条約の批准をはじめ、人権に関する国内法の整備も進められています。

人権教育・人権啓発の推進に関しては、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」）が施行されました。

これにより、人権教育・人権啓発に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされ、この法律に基づき、2002（平成14）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画を踏まえ、文部科学省では2004（平成16）年から2009（平成21）年にかけて、「人権教育の指導方法等の在り方について」を三次にわたって取りまとめ、学校教育における人権教育の指導の改善や充実に向けた視点を示し、その活用を進めています。

策定後20年以上を経過した基本計画については、法務省の委託を受けた有識者検討会が、社会経済情勢の変化や国際的潮流を踏まえたものに見直す必要があると結論付け、見直しに当たっての観点について提言を行いました。新たな基本計画の公表は2026（令和8）年度と見込まれます。新計画公表を受けて本市の基本計画も一部見直しを行う予定です。

2016（平成28）年には2013（平成25）年に制定された我が国で初めて「差別」という文言を明記した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消推進法）」をはじめ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイスピーチ*解消推進法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」と具体的な人権課題に関わって差別解消の推進を目的とした、いわゆる「人権三法」が施行されました。

とりわけ、「部落差別解消推進法」は、時限立法による限定的な「同和対策事業」ではなく、「部落差別の解消に関する施策」を求める画期的なものでした。

さらに、2019（令和元）年には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正などが進められ、2020（令和2）年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充

実等に関する法律」（パワーハラスメント防止法）、2023（令和5）年には「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（L G B T 理解促進法）、「こども基本法」が施行されるなど、個別具体の人権課題を解決するための法整備が進められています。

また、2020（令和2）年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（以下、「行動計画」）を策定しました。これは、「国連指導原則」を踏まえるとともに、S D G s の実現と人権の保護・促進が表裏一体の関係にあるものとの認識の下、S D G s 実現に向けた取組の一つとしても位置付けられています。この行動計画の一環として、2022（令和4）年、「責任あるサプライチェーン*等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組の促進を図っています。

3. 三重県の動き

三重県では、不当な差別の解消に向けて県の取組を一層強化するため、1997（平成9）年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」をはじめ、2018（平成30）年に「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、2020（令和2）年に「感染症対策条例」、2021（令和3）には「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を策定し、取組を進めています。

さらに2022（令和4）年5月19日には「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を公布、同日（一部は2023年4月1日）に施行しました。

この条例では、基本理念として「あらゆる不当な差別、人権侵害のない社会を実現することを決意する」と明記しました。「不当な差別」「人権侵害行為」などを定義し、不当な差別をはじめとする人権侵害行為を禁止しています。また、不当な差別を解消するための相談体制や紛争解決体制が新たに整備されました。差別事案で県が当事者間の仲裁役として介入できるようにした条例は全国で初めてです。

現在、2024（令和6）年に策定した「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現」を目指し、人権施策の推進に取り組んでいます。

4. 名張市の取組

名張市では、日本国憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、1991（平成3）年3月に「人権尊重都市宣言*」を行い、1995（平成7）年6月には「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例*」を制定しました。

2002（平成14）年2月、名張市差別撤廃審議会から出された「名張市における人権施策のあり方（答申）」を受け、2003（平成15）年11月に全ての行政分野において差別撤廃と人権確立に向けた施策を積極的に推進するための指針として、「名張市人権施策基本方針」を、2004（平成16）年3月には、「名張市人権施策基本計画」を策定し、2度にわたる基本計画の改定を経て各行政分野で取組を進めてきました。

以降、2005（平成17）年「名張市男女共同参画推進条例」、2006（平成18）年「名張市子ども条例」、2016（平成28）年「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」、2017（平成29）年「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」、2021（令和3）年「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」など人権課題に対応する条例が制定されました。

前述したような国における人権関連法の制定や改正、三重県における「差別解消条例」の制定など人権を取り巻く社会情勢に変化が見られ、加えて、2023（令和5）年、「新・理想郷プラン」に代わる新しい名張市総合計画「なばり新時代戦略」がスタートしました。

こうした状況を踏まえ、第3次名張市人権施策基本計画の改定を1年前倒しし、2025年度を初年度とする第4次名張市人権施策基本計画を策定することとしました。

今回の改定に先立ち、市民の人権問題に対する意識実態を把握するため、2023（令和5）年11月に「人権に関する名張市民意識調査」を実施しました。以下、この基本計画中で「市民意識調査」とあるのは、断りのない限りこの調査を指します。（i）

この市民意識調査の結果と2016年の前回調査結果を比較すると、一部改善された項目があったものの、全般的に見て大きな改善が見られたとは言えないものでした。

その原因の一つとして、従来の取組を漫然と繰り返してきたことがあります。市職員が、この施策は何のためのものなのか、差別をなくす、人権を守るためのものになっているのかを、自問しながら取り組んできたのかが問われていると言えます。

この間、人権意識の低さによるとしか考えられない職員の接遇態度、また、職員のコンプライアンス欠如による不祥事等も発生しました。

コンプライアンスの徹底こそが、組織における人権意識向上のカギであるとの認識に立ち、遅ればせながら、人事担当部署と連携し、全職員を対象としたコンプライアンス研修、人権研修の取組を進めているところです。

全ての行政施策を人権の視点から捉え直し、これまでと同じ施策を進めるにしても、職員一人一人が「差別をなくす、人権を守る」という目的意識を明確にして取り組むことが求められます。

第4次名張市人権施策基本計画は、この基本姿勢に基づいて策定しました。

また、計画の改定にあたっては、「なばり新時代戦略」との整合と、各行政分野における施策を、人権の視点で俯瞰することに努め、新たな人権課題として、近年、大きく取上げられている「ハラスメント」と「感染症・難病患者等の人権」を追加しました。

（i）「人権に関する名張市民意識調査」結果報告書の詳細については、名張市役所公式ホームページ（<https://www.city.nabari.lg.jp>）でご覧いただけます。

トップページから、[暮らしの情報→人権・男女共同参画→人権啓発]とお進みください。

第2章 名張市の現状と課題

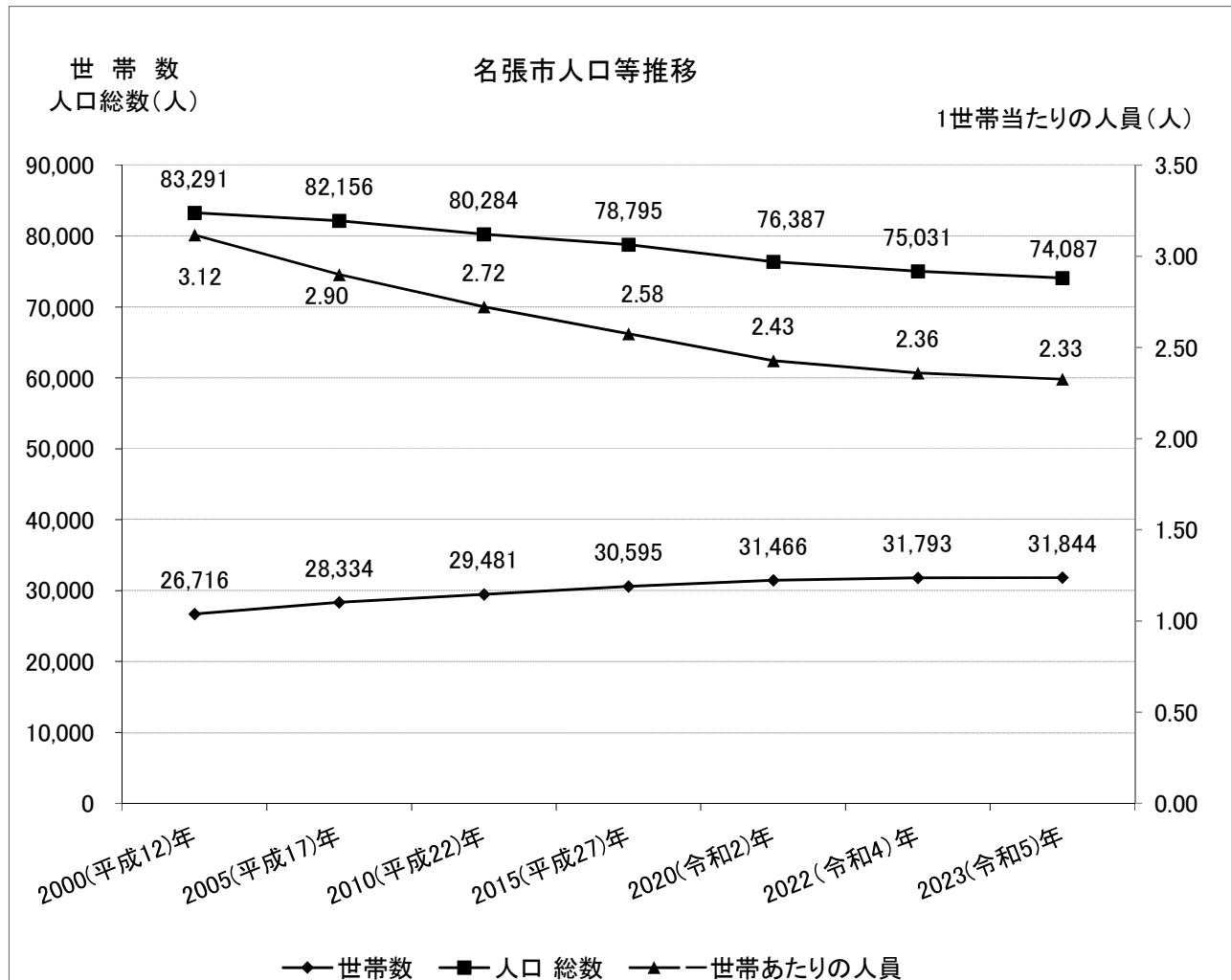
1. データから見る現状

① 人口推移

本市の人口は1954（昭和29）年の市制施行以来、30,000人から31,000人前後で推移していましたが、大規模な宅地開発に伴う転入者の増加により、1970年代中ごろ（昭和40年代後半）から急増し、1981（昭和56）年には人口増加率日本一となりました。

その後も緩やかな人口増加が続きましたが、2000（平成12）年をピークに減少に転じており、今後も緩やかな人口減少が続くものと見込まれます。

世帯数については、人口のピークを過ぎた現在も増加を続けていますが、核家族化の進行や単身世帯の増加を背景に1世帯当たりの人員数は減少しています。

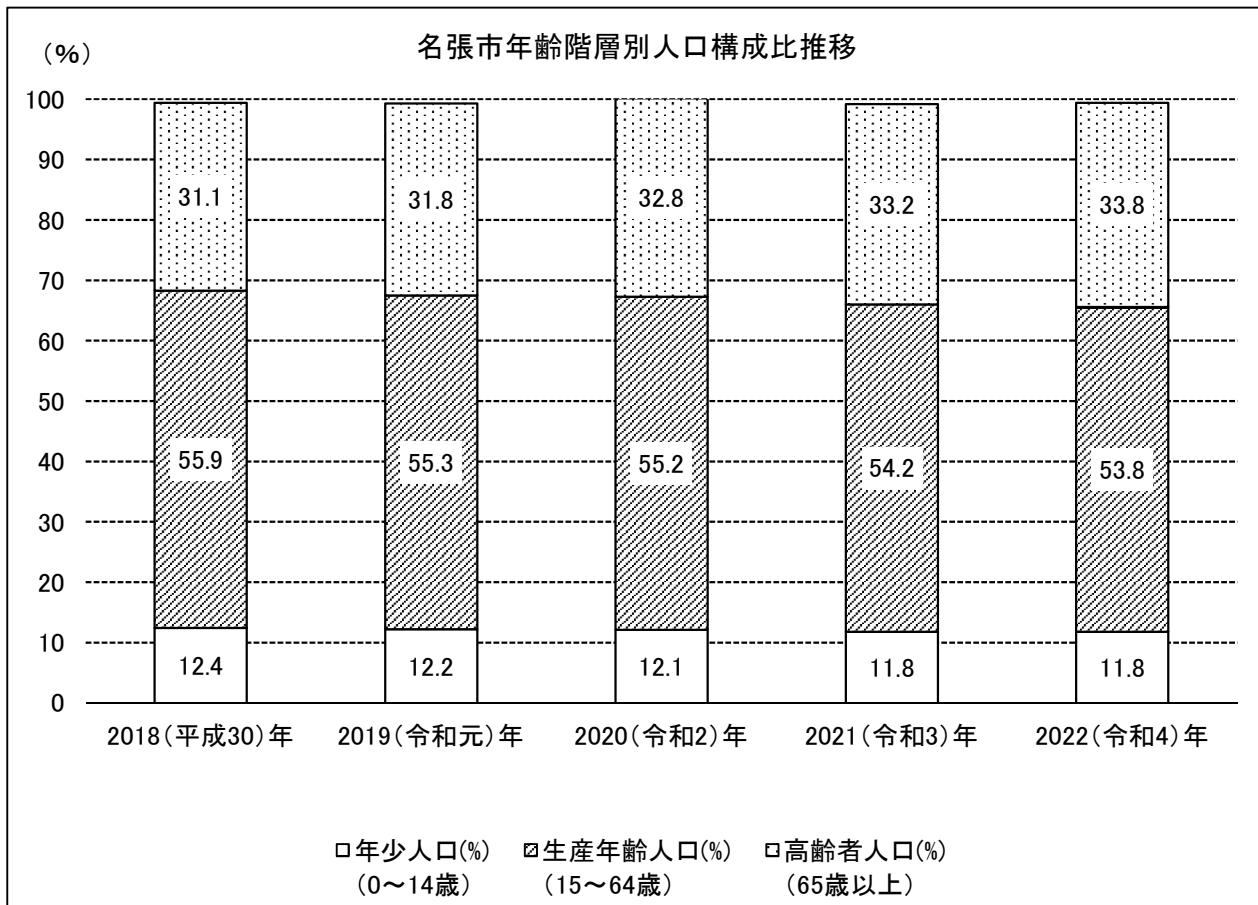


資料：名張市統計書（各年10月1日現在）

② 年齢階層別人口構成比推移

本市の年齢階層別人口構成比を見ると、高齢者人口の比率が高まる傾向にある一方で、年少人口、生産年齢人口の比率が低下しており、2020（令和2）年の国勢調査では高齢者人口が30%を超えるました。

人口増加期にいわゆる団塊の世代が多数転入した本市では、高齢者人口の比率は全国数値を下回っていましたが、これらの世代が老人人口に達するとともに、若者の転出による生産年齢人口の減少が続いた場合、全国平均の2倍の速度で高齢化が進むと見込まれます。

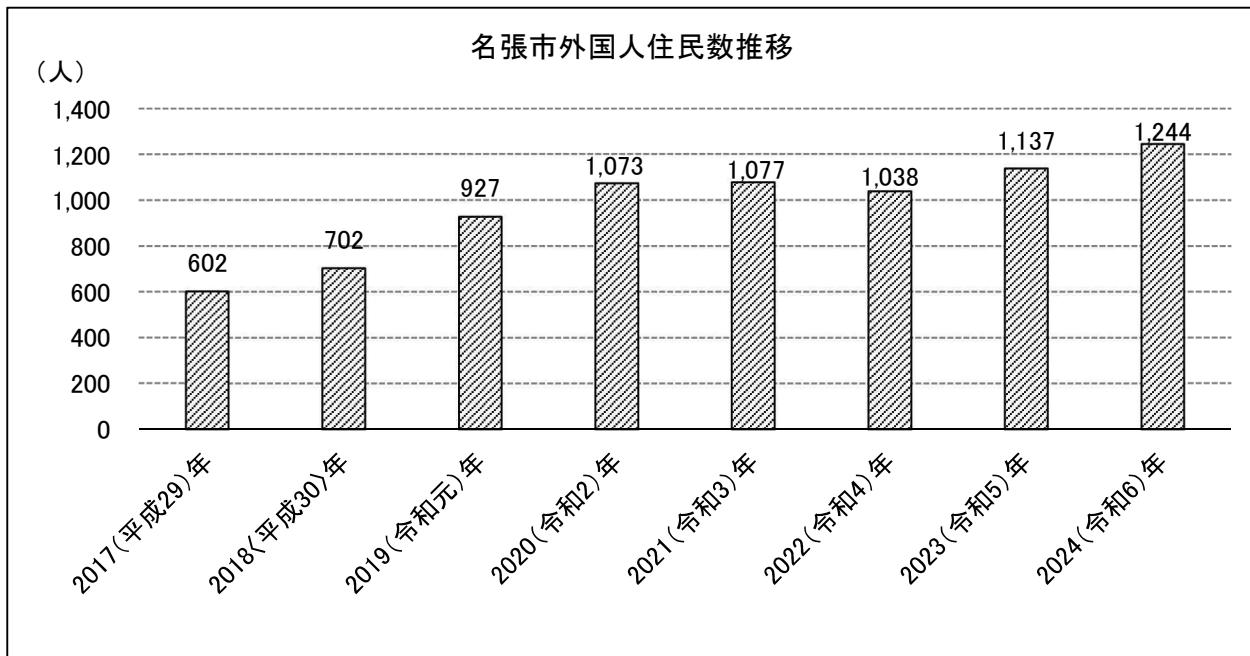


資料：名張市統計書（各年10月1日現在）

③ 外国人住民数推移

本市の外国人住民数は、2007（平成 19）年の 705 人をピークに減少傾向が続いていましたが、2016（平成 28）年から再度増加傾向にあり、コロナ禍の影響で伸びが鈍った時期はあったものの、2022（令和 4）年からは年間約 100 人の増となっていきます。

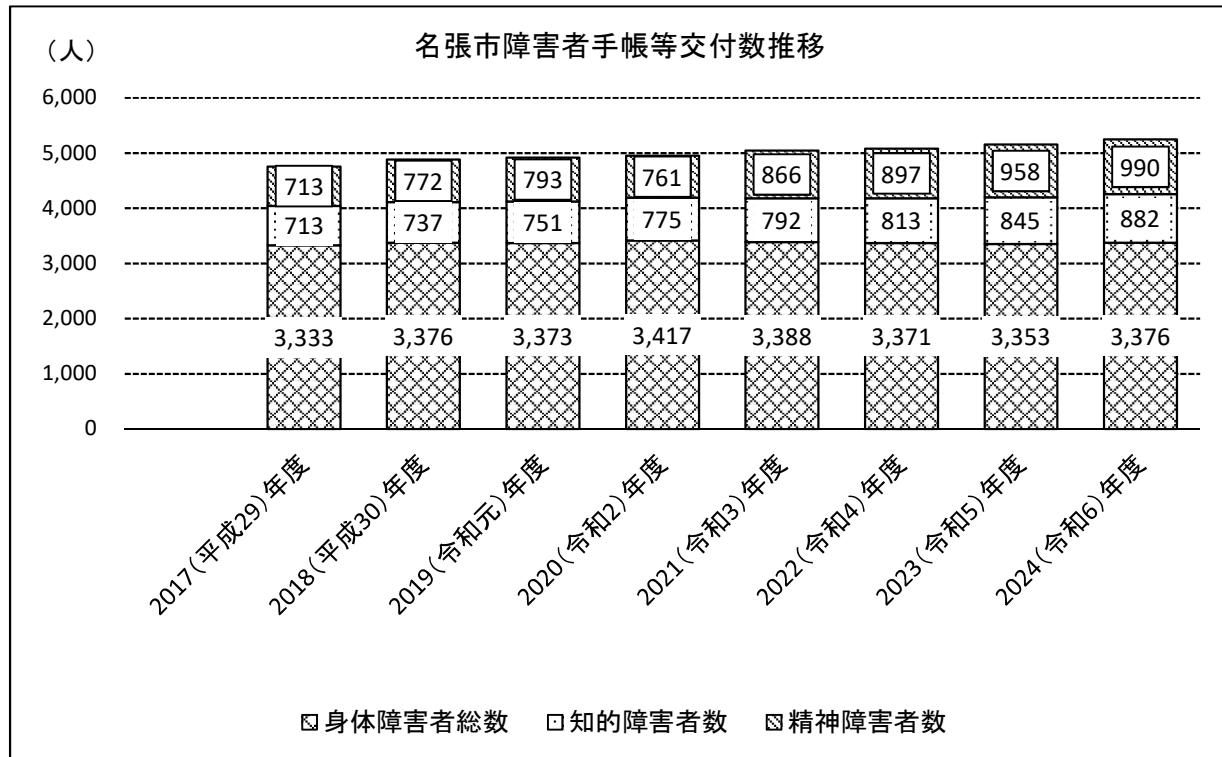
国籍別ではベトナムが最も多く、2024（令和 6）年で全体の約 23%、次いでフィリピンで約 17%、中国が約 15%などとなっています。



資料：名張市多文化共生センター（各年 3 月 31 日現在）

④ 障害者手帳等交付数推移（障害支援室）

本市における障害者手帳交付者数は、年々増加傾向にあります。障害者手帳の区分別で見ても、身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳共に増加傾向にあります。今後においても高齢化による身体障害者手帳交付、認知症による精神障害者保健福祉手帳交付の増加も見込まれます。

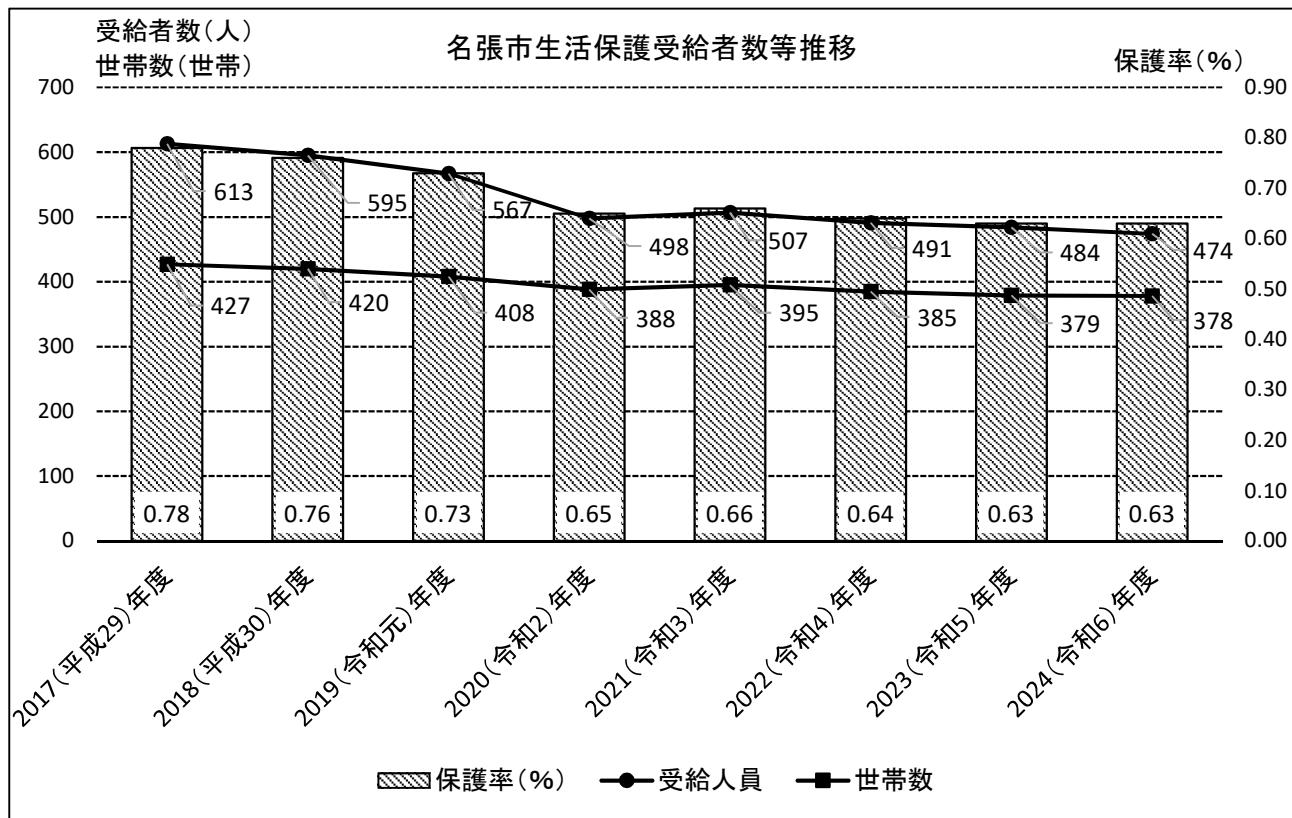


資料：障害福祉室（各年4月1日現在）

⑤ 生活保護者数等推移

生活保護に関しては、2008（平成20）年から2017（平成29）年まで増加傾向でしたが、2018（平成30）年からは、緩やかな減少傾向にあります。

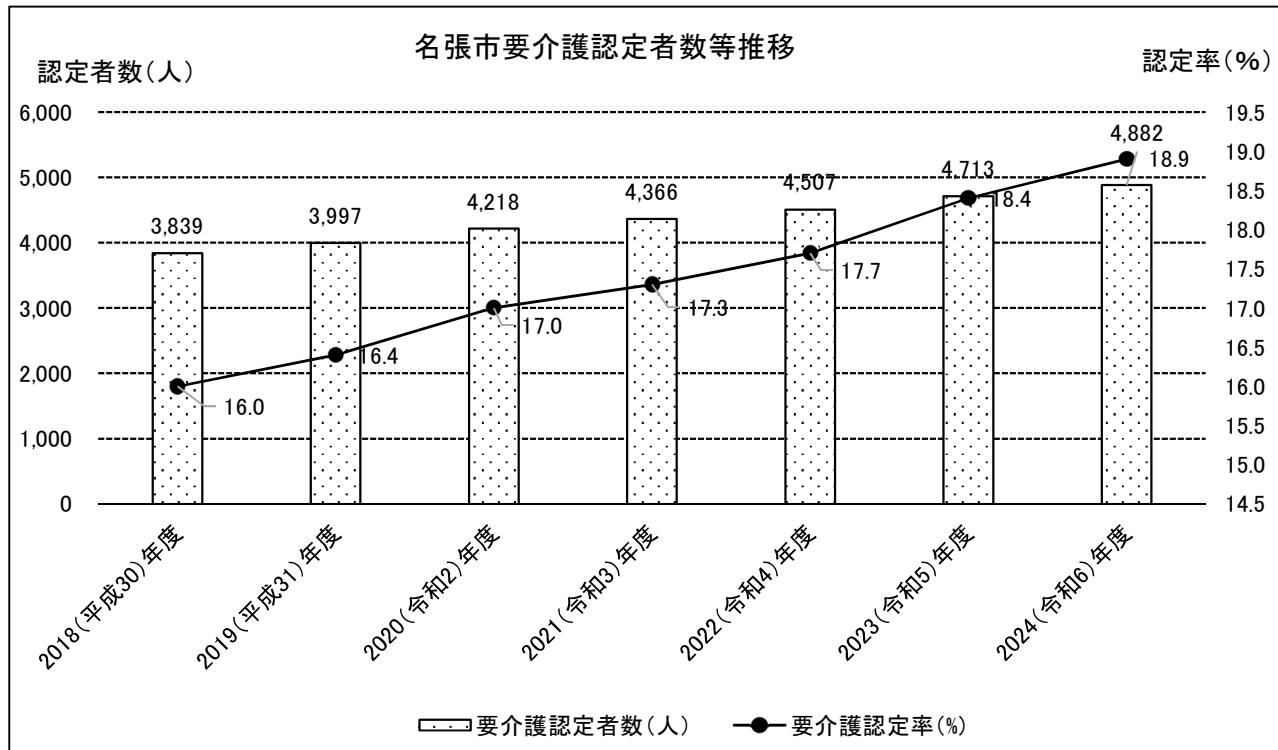
受給者の高齢化による自然減と、新型コロナ対策に伴う各種給付事業が一定のセーフティネットとして機能し、生活保護受給に至らなかったケースがあったのではないかと考えられます。



資料：生活支援室（各年4月1日現在）

⑥ 要介護認定者数推移（介護・高齢支援室）

本誌の 65 歳以上の高齢者に占める要介護認定者数や要介護認定を受けた者の割合を示す要介護認定率は、年々増加傾向にあります。高齢化率の上昇に伴い、今後も増加するものと見込まれます。



資料：介護・高齢支援室（各年 4 月 1 日現在）

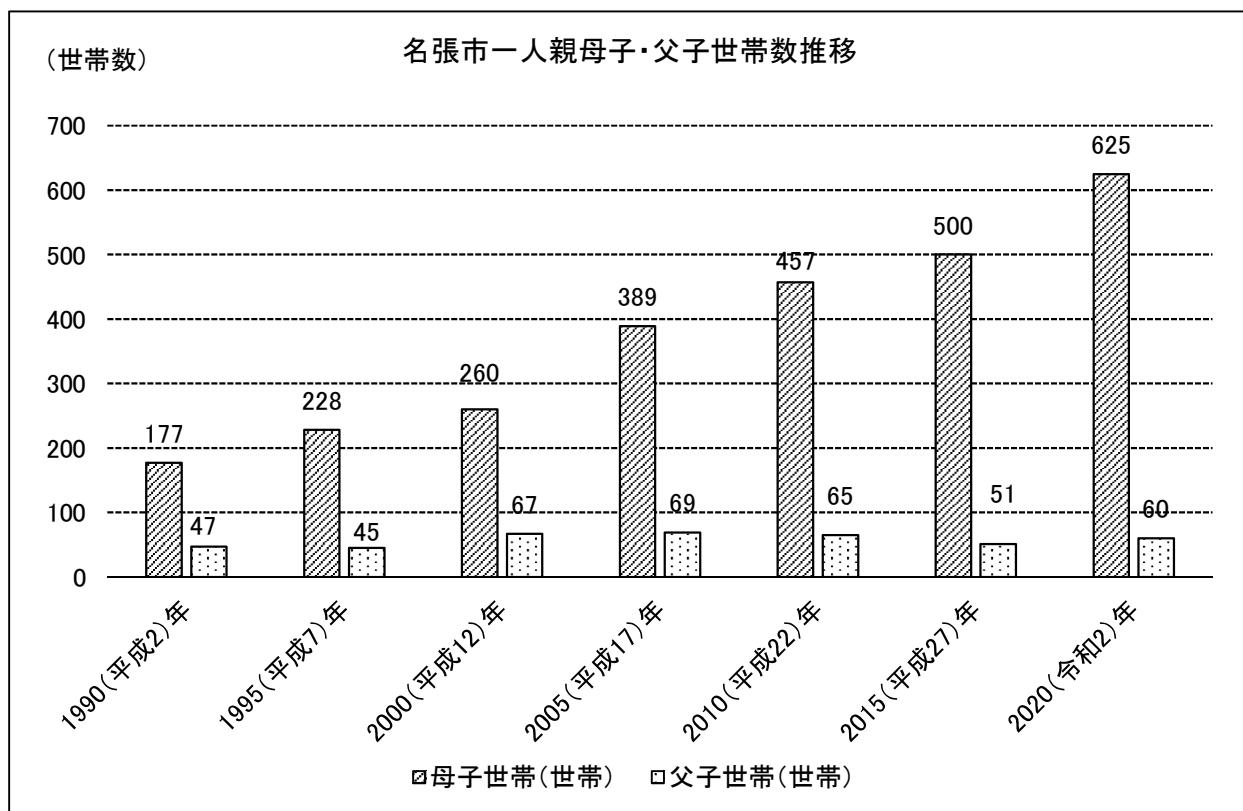
⑦ ひとり親（母子・父子）世帯数推移

本市の母子・父子世帯数（他の親族が同居している世帯を除く）の推移を国勢調査結果から見てみると、父子世帯については 50 から 70 世帯で推移していますが、母子世帯数は 1990（平成 2）年の 177 世帯から 2020（令和 2）年には約 3.5 倍の 625 世帯と大幅に増加しています。

ひとり親世帯になる理由としては死別、離婚、未婚などがありますが、2021（令和 3）年度の全国調査では、母子世帯になった理由の 79.6% が離婚によるもので、死別は 5.3%、未婚が 10.6%。父子世帯については離婚が 70.3%、死別が 21.2% でした。

本市においても母子世帯のほとんどが離婚によるものと考えられます。

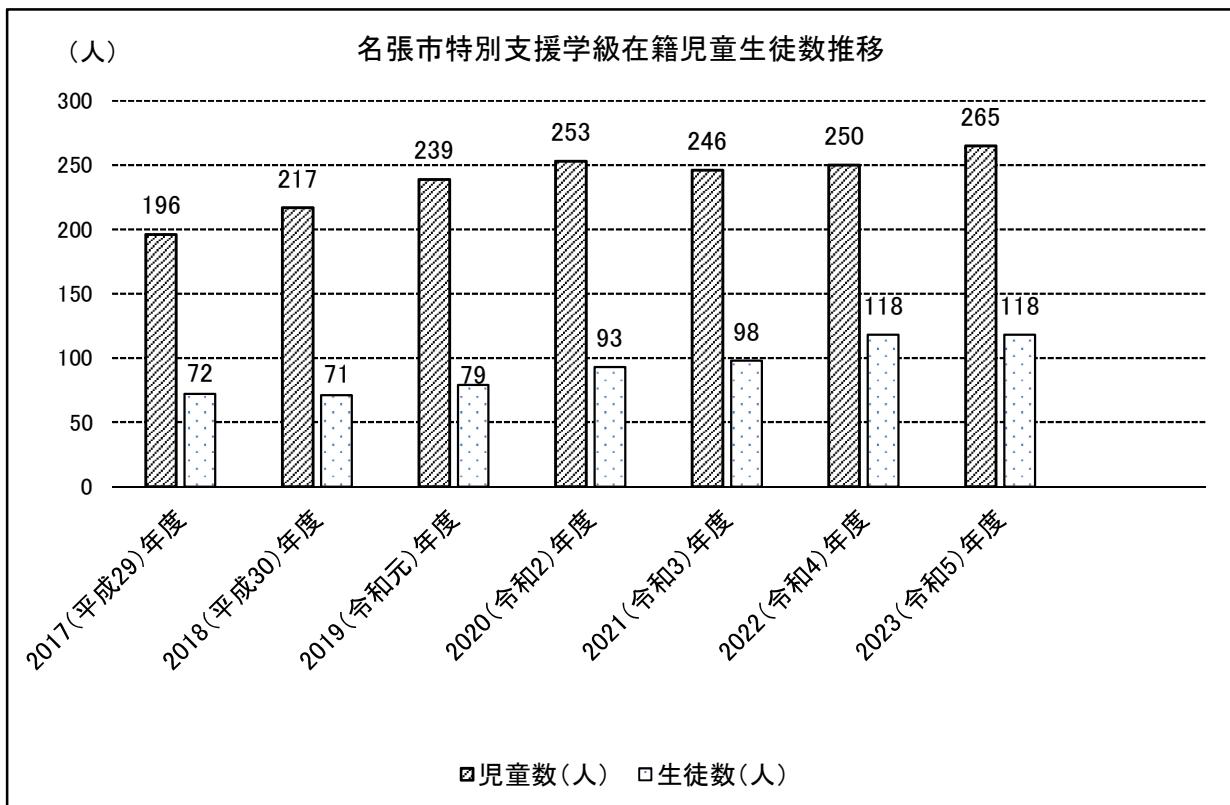
本市のひとり親世帯の特徴として、母子世帯の割合が 90% 以上と高いことがあげられますが、本市の妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援システム（名張版ネウボラ）が母子世帯の支援にもつながっています。



資料：国勢調査（毎年 10 月 1 日現在）

⑧ 特別支援学級在籍児童生徒数推移

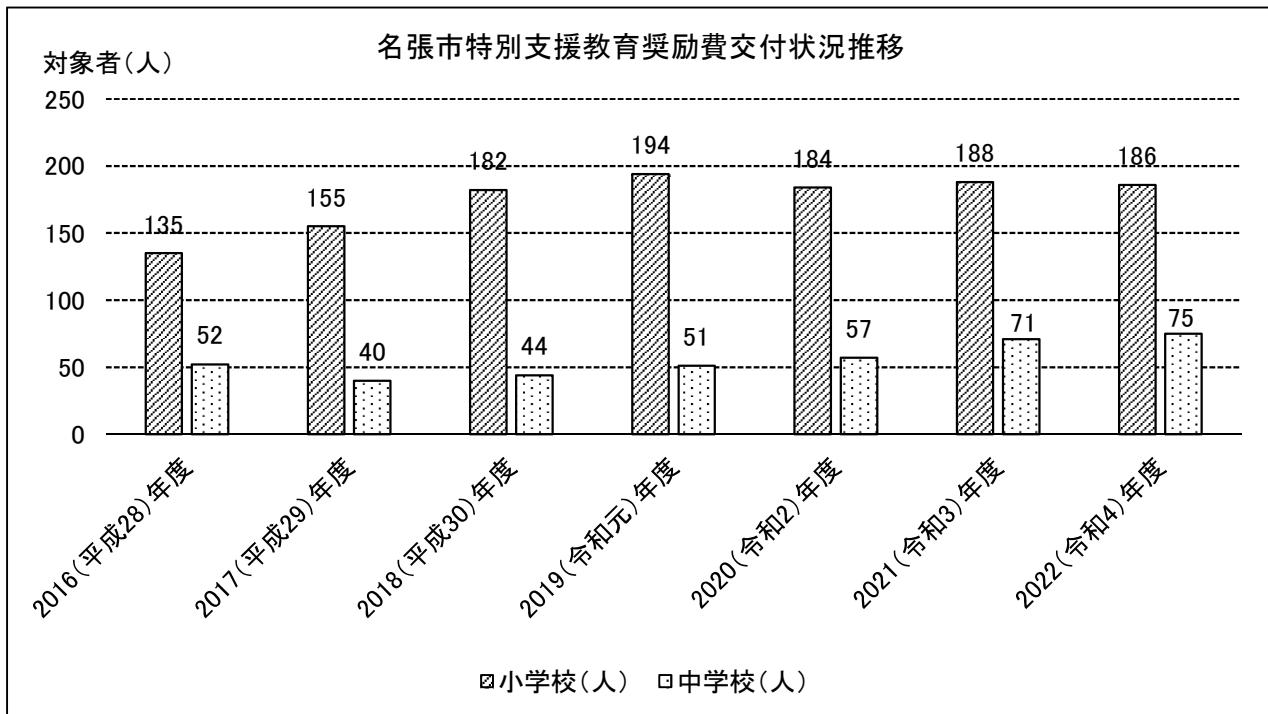
特別支援学級在籍児童生徒数は全児童生徒数が減少傾向にある中で、増加傾向にあります。障害のある子どもが持てる力を発揮できるよう環境整備を図るとともに、発達障害については、市内在住の全ての子どもを対象に「5歳児健康診査」を実施し、発達に心配のある子どもに早期から必要な支援を行うとともに、就学へつなぐ取組を進めています。



資料：名張市教育要覧（各年5月1日現在）

⑨ 特別支援教育奨励費交付状況推移

特別支援学級に就学する児童の保護者のうち、世帯の所得が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に交付される特別支援教育奨励費の対象者数も、児童生徒数自体が減少傾向にある中で、増加傾向にあります。



資料：名張市教育要覧（各年5月1日現在）

2. 「人権に関する名張市民意識調査」結果から

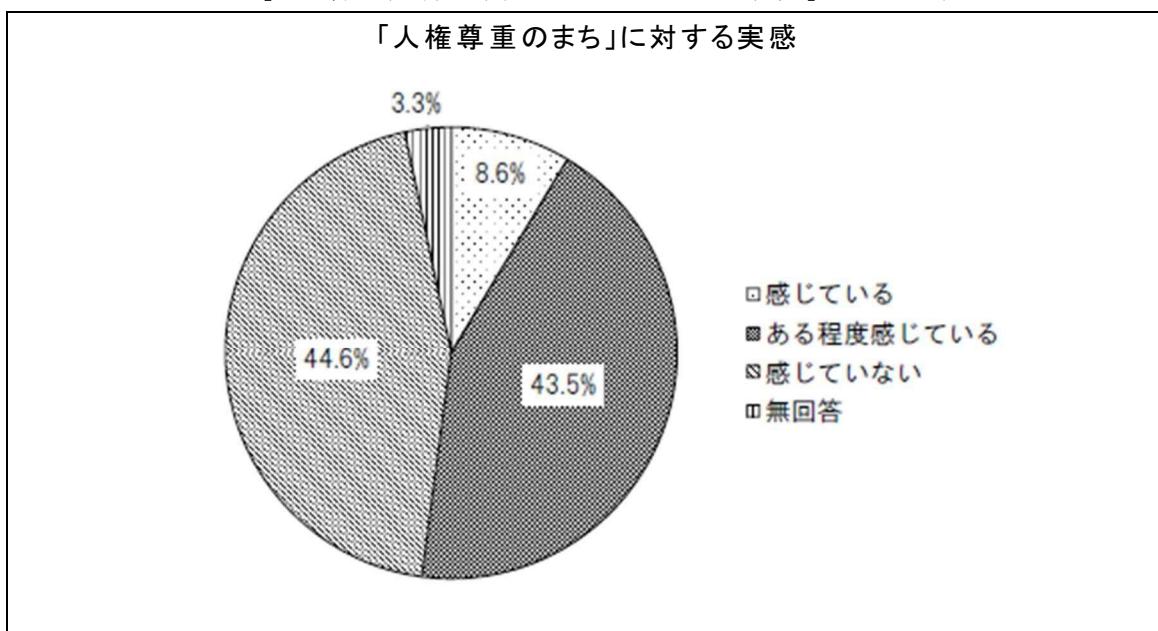
① 「人権尊重のまち」に対する実感

名張市が「人権尊重のまち」になっていると感じるかをたずねたところ、最も割合が高かった回答は「感じていない」で44.6%、次いで「ある程度感じている」で43.5%となっています。一方、「感じている」の割合は8.6%と全体の1割に満たない結果となっており、多くの市民が「人権尊重のまち」として、実感できていない結果となっています。

性別では、大きな差は見られません。

年齢では、「感じている」と「ある程度感じている」を合わせて、最も割合が高かったのは「80歳以上」で62.7%となっています。最も割合が低かったのは「40歳代」で21.4ポイントの差があります。

「感じていない」で最も割合が高かったのは「40歳代」で58.7%となっています。



② 人権問題における関心

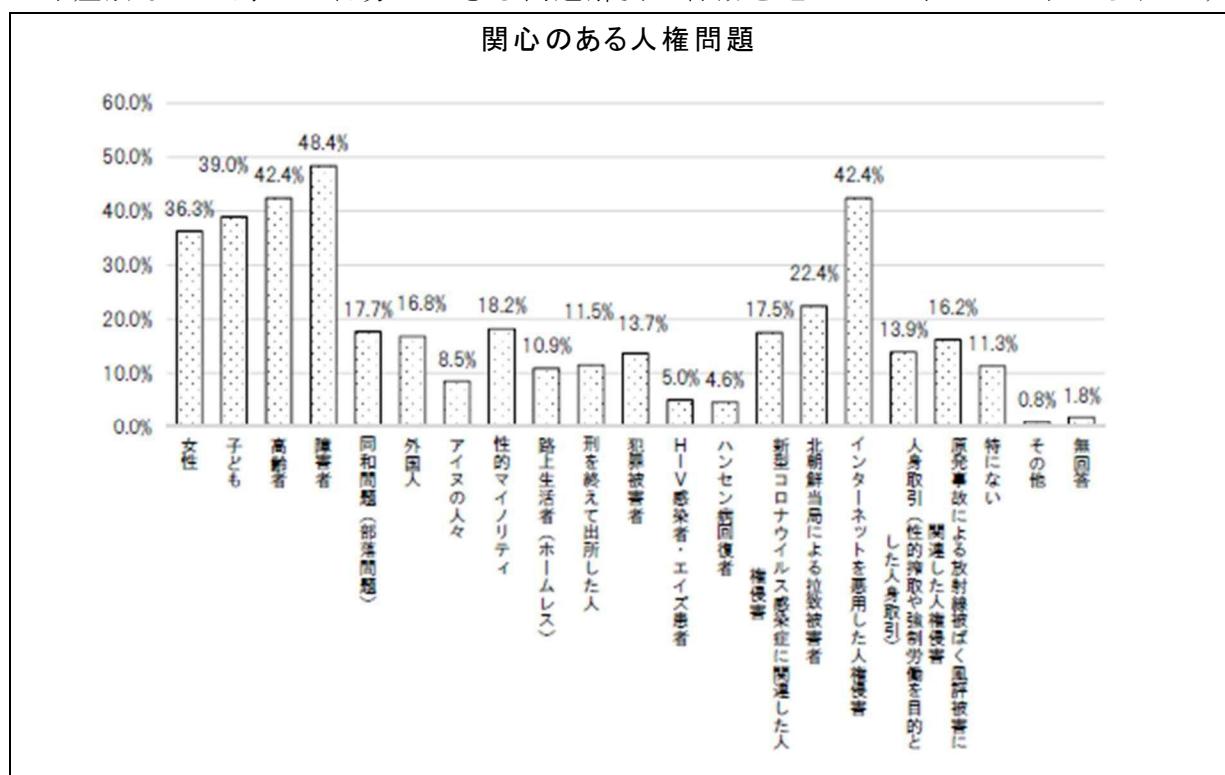
日本における人権問題で関心を持っているものを複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのは「障害者」で 48.4%、次いで「高齢者」と「インターネットを悪用した人権侵害」で 42.4%、次いで「子ども」で 39.0%となっています。

性別で見ると、「女性」に関しては、「男性」 28.5%、「女性」 42.8%と、14.3 ポイントの差があります。「北朝鮮当局による拉致被害者」では、「男性」が 26.9%、「女性」が 19.0%と、7.9 ポイントの差があります。「同和問題（部落問題）」では、「男性」が 21.2%、「女性」 15.3%と、5.9 ポイントの差があります。「障害者」では、「男性」が 51.8%、「女性」が 45.9%と、5.9 ポイントの差があります。

年齢では、「障害者」で、最も割合が高かったのは「40 歳代」で 52.3%、次いで「60 歳代」で 51.7%、次いで「70 歳代」で 50.2%となっています。「高齢者」で最も割合が高かったのは「70 歳代」で 49.8%、次いで「60 歳代」で 49.7%、次いで「80 歳以上」で 46.0%となっています。「インターネットを悪用した人権侵害」で最も割合が高かったのは「60 歳代」で 47.7%、次いで「50 歳代」で 47.4%、次いで「70 歳代」で 44.3%となっています。「子ども」で最も割合が高かったのは「30 歳代」で 56.1%、次いで「40 歳代」で 47.7%、次いで「60 歳代」で 44.3%となっています。

自らが当事者、あるいは自分の身近な存在に当事者がいるかどうかの認識といった当事者との関係性が人権問題への関心の持ち方に影響を及ぼします。

特定の人権問題に関心を持つことは勿論のこと、そのことを大切にしながらも、様々な人権問題についても関心をもち、マジョリティとしてマイノリティに及ぶ不公正や差別などに対して自分でできる問題解決の行動を進めていくことが求められます。

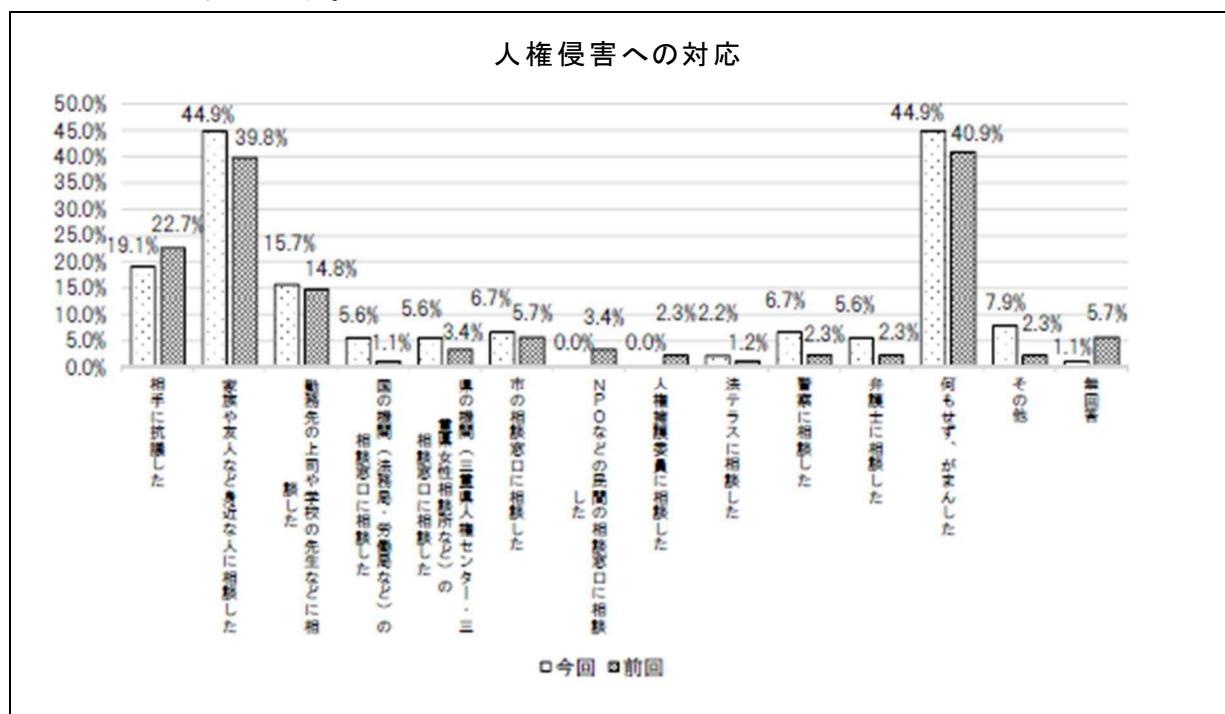


③ 人権侵害への対応

過去5年間に人権侵害を受けたことがあると回答した人にどのような対応をしたかを複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのは「家族や友人など身近な人に相談した」と「何もせず、がまんした」で44.9%、次いで「相手に抗議した」で19.1%、次いで「勤務先の上司や学校の先生などに相談した」で15.7%となっています。

前回調査との比較では、「家族や友人など身近な人に相談した」で5.1ポイント、「国の機関（法務局・労働局など）の相談窓口に相談した」で4.5ポイント、「警察に相談した」で4.4ポイント高くなっている一方で、「何もせず、がまんした」も4.0ポイント高くなっています。

「市の相談窓口に相談した」が前回調査結果から1ポイント微増の6.7%と未だ1割に達していないことから、市における相談体制や被害救済のあり方の見直しが求められていると言えます。



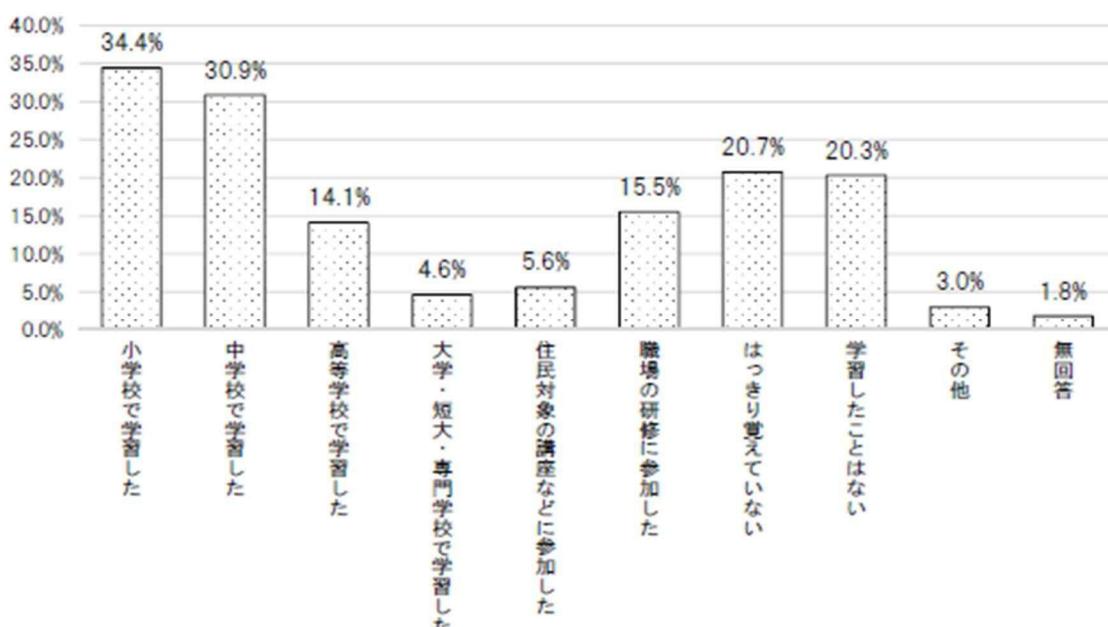
④ 同和問題（部落問題）に関する学習経験

同和問題（部落問題）に関する学習経験について、学校教育分野で最も割合が高かったのは「小学校で学習した」で34.4%、次いで「中学校で学習した」で30.9%、次いで「高等学校で学習した」で14.1%となっています。社会教育分野で最も割合が高かったのは「職場の研修に参加した」で15.5%、次いで「住民対象の講座などに参加した」で5.6%となっています。一方、「はっきり覚えていない」で20.7%、「学習したことではない」で20.3%となっています。

義務教育の中で受けた市民が65.3%となっていますが、小中学校で、それぞれ3割程度にとどまっていて、決して高い結果とは言えません。しかし年齢別で見ると「20歳代」から「40歳代」で「小学校で学習した」の割合が7割を超えており、今後も学習の機会を充実していくことが必要です。

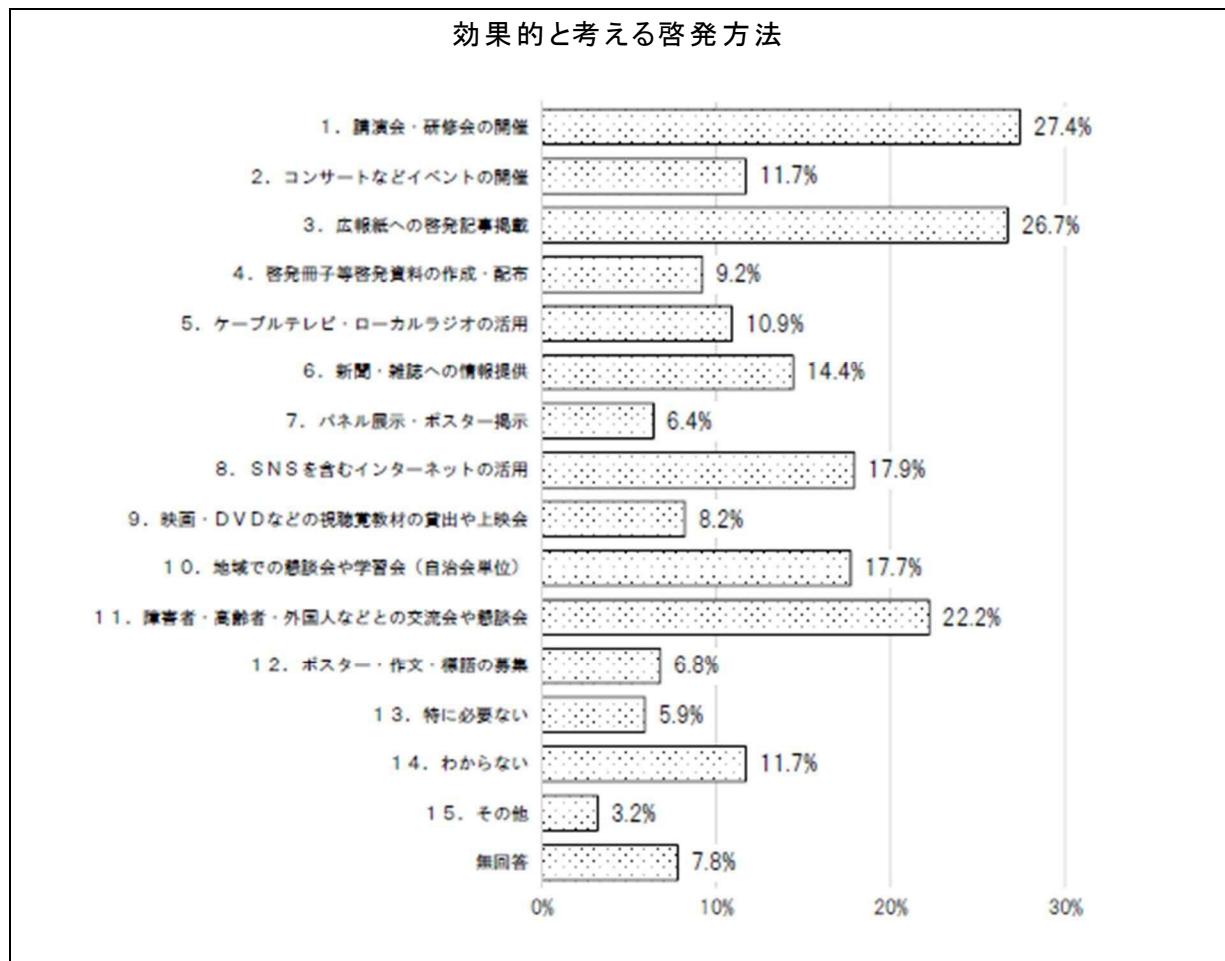
小中学生のときに一番長く過ごしたのが市内、市外のどちらかという生育歴で見ると、市内の市民の学習経験は、市外の市民よりもかなり高く、こうした学習機会が提供され、新たに学習機会が増える施策を実施することで、市民の意識にプラスの影響を与えていくことが、これまでの調査で明らかになってきています。

同和問題（部落問題）に関する学習経験



⑤ 効果的と考える啓発方法

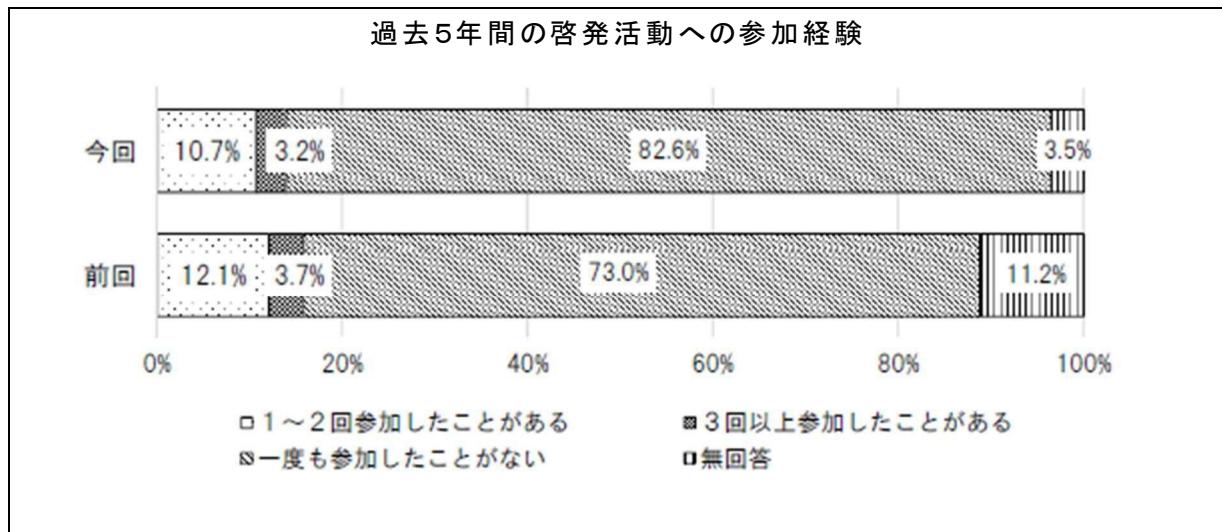
人権問題に関する正しい知識と理解を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思うかたずねたところ、最も割合が高かったのは「講演会・研修会の開催」で27.4%、次いで「広報誌への啓発記事掲載」で26.7%、以下「障害者・高齢者・外国人などとの交流会や懇談会」22.2%、「SNS*を含むインターネットの活用」17.9%、「地域での懇談会や学習会（自治会単位）」17.7%などとなっています。



⑥ 過去 5 年間の啓発活動への参加経験

過去 5 年間の講演会や研修会・イベントへの参加経験についてたずねたところ、82.6%が「一度も参加したことがない」と回答し、前回調査（2016 年実施）結果を 9.6 ポイント上回りました。「1～2 回参加したことがある」が 10.7%、「3 回以上参加したことがある」が 3.2% といずれも前回調査結果から微減となっています。

この結果から参加者が増える、参加者を増やす「仕組みづくり」が求められていると言えます。

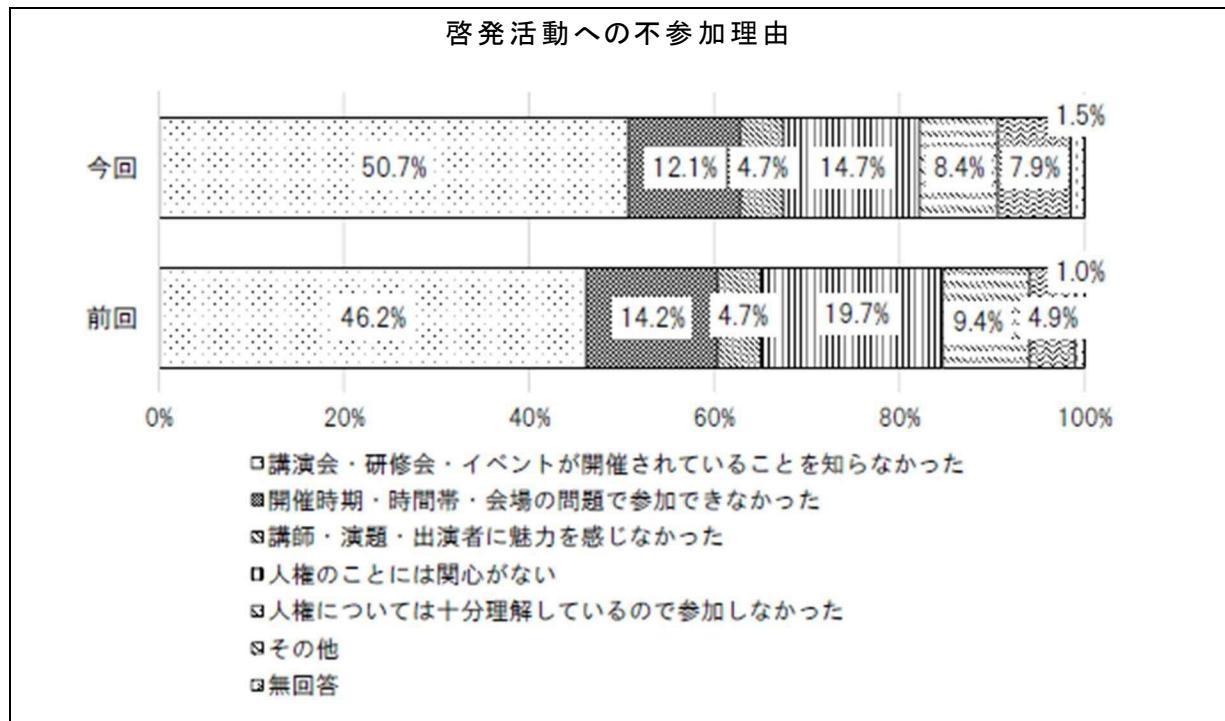


⑦ 啓発活動への不参加理由

講演会や研修会に参加したことがない理由で、最も割合が高かったのは「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかつた」で 50.7%、次いで「人権のことには関心がない」14.7%、「開催時期・時間帯・会場の問題で参加できなかつた」12.1%などとなっています。

前回調査との比較では、「人権のことには関心がない」で 5.0 ポイント低くなっています。「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかつた」は 4.5 ポイント増えており、市民への周知に関して大きな課題があると言えます。

また、「人権のことには関心がない」「人権については十分理解しているので参加しなかつた」と回答した市民が、マイクロアグレッション*のような形で無意識・無自覚に差別をしている可能性も十分考えられます。常にアップデートされている人権の概念などについて、市民が率先して学び、研鑽することができるより有効な仕組みを構築し取組を展開していく必要があります。



3. 基本計画で取り組むべき課題

こうした各種データや意識調査結果等を踏まえ、この基本計画において横断的施策・分野別施策を通して以下の各項目を取組の柱に位置づけます。

- ◎ 市民の様々な人権問題に対する正しい理解の促進
- ◎ 人権に関する効果的な情報提供
- ◎ 人権問題に関する相談支援体制の整備 **と市民への周知**
- ◎ 様々な主体との協働による人権尊重のまちづくり
- ◎ 各分野の行政計画の人権の視点からの捉え直し
- ◎ 新たな人権課題への対応
- ◎ 人権に関する学習活動やイベントへの市民参加の促進

4. 計画の位置づけ

この基本計画は名張市総合計画「なばり新時代戦略」に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中・長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあり、本市が策定している各行政分野別計画との整合性を図りました。

また、この基本計画は市民や企業、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人一人が人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

国連において採択された S D G s の視点を踏まえた、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取組を進めることができます。

この基本計画に基づき、人権を大切にする施策を着実に推進することにより、S D G s の目標達成に貢献するものとします。

■ S D G s とは

「Sustainable Development Goals」の略語。

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030（令和 12）年を期限とする国際目標です。S D G s は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

(仮称)第4次名張市人権施策基本計画における施策とSDGsの関連性

人権施策		SDGs										
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤を作ろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
横断的施策	(1)人権教育の推進	○		○	○	○			○		○	○
	(2)人権啓発の推進	○		○	○	○			○		○	○
	(3)相談支援体制の充実	○		○	○	○	○		○	○	○	○
	(4)関係機関等との連携・協調による取組の推進								○	○	○	○
分野別施策	(1)部落問題	○		○	○	○	○		○	○	○	○
	(2)子どもの人権	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	(3)女性の人権	○		○	○	○	○		○		○	○
	(4)障害者の人権	○		○	○		○	○	○	○	○	○
	(5)高齢者の人権	○		○			○		○	○	○	○
	(6)外国人の人権			○			○		○	○	○	○
	(7)感染症・難病患者等の人権			○		○	○		○		○	○
	(8)性的指向・性自認			○		○	○		○		○	○
	(9)インターネット上の人権			○		○			○		○	○
	(10)ハラスメント			○		○	○		○		○	○
	(11)様々な人権課題	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○

5. 計画の期間

この基本計画の期間は 2025（令和 7）年度から「なばり新時代戦略」最終年度の 2032（令和 14）年度の 8 年間とします。

ただし、各分野の人権課題に関わって、法律の制定や改正、制度の創設や改廃、人権課題を取り巻く社会情勢の変化などにより、必要に応じて適宜、部分的な見直しを行うものとします。

第3章 人権施策基本方針

1. 基本理念

あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、
互いに認め合い、支え合う、
誰一人取り残されることのない共生社会の実現

名張市総合計画「なばり新時代戦略」の理念に基づき、人権尊重のまちの実現に向けて、全ての分野において一人一人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自己決定や自己実現を妨げられることなく、共に支え合い、助け合いながら、自分らしく生き生きと暮らせるよう、差別をなくす取組を進めるため、この計画の基本理念を「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」とします。

2. 課題に対応するための基本方針

課題に対応するための基本方針については、第3次名張市人権施策基本計画を踏まえ、次の4点とします。

(1) 人権尊重の意識づくり

人権問題の理解を「知識」レベルにとどめず、日常生活のさまざまな場面に現れる人権問題に気付くことができる人権感覚と、気付きを気付きのまま放置せず、問題解決のために生かしていく人権尊重の意識づくりを目指します。

(2) 人権尊重を基盤に据えた行政の推進

名張市行政は、日本国憲法の基本原則である「基本的人権の尊重」を名張の地において具現化し、そこに住もう、訪れる全ての人々、さらにはこれから生まれてくる子どもたちの市民的権利と自由が保障されるために存在しています。行政においては全ての業務が人権と密接につながっていることになります。こうした意味において、市職員は、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つとともに、自らがその施策の担い手であるという自覚を持つことが重要です。

自治体行政は人権行政です。市民一人一人の基本的人権を尊重し、包容力ある持続可能な社会づくりに向けて、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念も踏まえ、本市の全ての施策に「人権尊重」を基盤に据えた取り組みを推進していきます。

(3) 人権擁護の支援体制づくり

2016（平成28）年に施行された、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」のいずれの法律においても、差別解消に向けた取組の柱として相談体制の整備・充実を掲げています。

「市民意識調査」結果では、人権侵害を受けた時、どのように対応したかという設問

に対して、「何もせず、がまんした」という回答が最も多く、各種相談窓口や有資格者に相談したという回答は極めて少数でした。

人権侵害など問題が生じた時、人権を侵害された人が安心して相談でき、問題解決に向けた的確な支援が受けられるよう、関係機関・団体と連携した相談・支援体制の整備を目指すとともに、こうした情報を積極的に提供し市民への周知に努めます。

(4) 協働による人権尊重のまちづくり

新たな感染症の世界的流行をはじめ、国際情勢の急激な変化や想定外の自然災害の発生など社会のあり方や仕組みが大きな転換期を迎えようとしています。

このような不確実・不安定な時代背景において、変化に対応し、個性的で持続可能な未来を目指すため、総合計画「なばり新時代戦略」が策定されました。

社会をはじめ、様々なことは時代とともに変化しています。そういった変化に対応することはもちろんのこと、これからは、市民自らが変化をおこすこと、挑戦することを目指します。

名張が大好きなひとたちであふれる。そして、名張に愛着を持ち、まちの将来に主体的に関わる協力者で更にまちに活気があふれる。そのような名張市を目指します。

市民と行政とが情報と目標を共有し、互いの役割と責任を自覚しながら、英知と力を結集し個性あるまちづくりを進めます。愛すべき名張市を共に築くため、市民一人一人が人権尊重社会の担い手としての自覚を持ち、市民や人権に関わる多様な団体との協働による人権尊重のまちづくりを目指します。

3. 計画の体系

◇ 基本理念

あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、
互いに認め合い、支え合う、
誰一人取り残されることのない共生社会の実現

◇ 基本方針

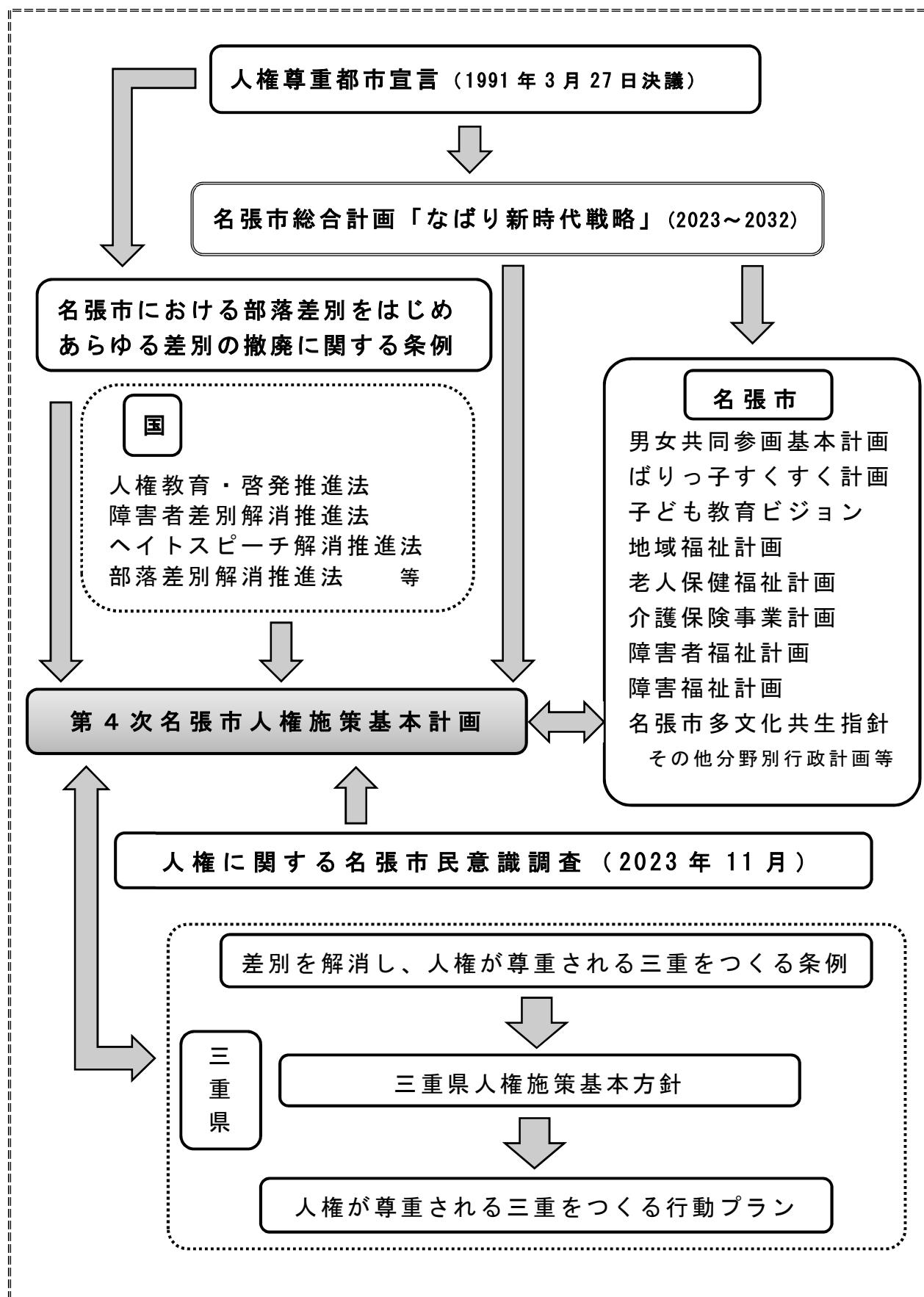
- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 人権尊重を基盤に据えた行政の推進
- (3) 人権擁護の支援体制づくり
- (4) 協働による人権尊重のまちづくり

◇ 施策体系

横断的施策	(1) 人権教育の推進
	(2) 人権啓発の推進
	(3) 相談支援体制の充実
	(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進

↑ ↓

分野別施策										
(1) 部落問題	(2) 子どもの人権	(3) 女性の人権	(4) 障害者的人権	(5) 高齢者的人権	(6) 外国人の人権	(7) 性的指向・性自認	(8) インターネットと人権	(9) ハラスメント	(10) 感染症・難病患者等の人権	(11) 様々な人権課題



第4章 人権施策基本計画

1. 横断的施策

(1) 人権教育の推進

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 公正と公平をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

2000（平成12）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（「人権教育・人権啓発推進法」）では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。

近年、人権をめぐる状況が大きく変化し、個別具体の人権課題に関して法整備が進む一方で社会情勢の変化に伴い新しい人権課題も生じています。また、かつてあたりまえのことだと受け止められていたことが、実は人権侵害であったと明らかになる事例も多くみられます。「人権基準」「差別基準」「人権侵害基準」が時代と共に厳格化されてきていると言えます。

こうした状況下にあって、人権教育は市民一人一人の生涯の中で、その発達段階に応じ、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場を通じて実施されることにより効果を上げるものです。「人権教育＝生涯学習」と位置づけ、継続して取り組むことが重要です。

乳幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。保育所（園）、認定こども園、幼稚園等において、人との関わりの中で大人との愛着関係・信頼関係のもと自尊感情が育まれ、身近な人に共感や思いやりの心が育まれるように、また、一人一人の発達や思いを理解し、適切な関わりができるように自らの人権意識を見つめ直しながら、人権擁護の視点において保育実践の向上に取り組んでいます。

家庭においても、子どもの体験や遊びを通す保育活動から気づきにつながる啓発をし、家庭と共に連携し取り組んでいくことが大切だと考えています。

学校教育分野では、自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力の育成や、人との出会いを通じて自尊感情の高めるために、教科指導、生徒指導、学級経営、その他さまざまな取組など教育活動全体を通じて、一人一人の存在や思いが大切にされる学校づくりを進めています。

その担い手である教職員は、学校人権・同和教育推進委員会*を中心に、「差別の現実に深く学ぶ」という原則のもとに、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める取組を進めています。

中学校区別人権教育推進協議会*では、校区内の小中学校職員だけでなく地域住民も参画し、地域における子どもの実態や、地域課題などについて意見交換することで、教育実践に反映させています。

社会教育分野では、各地域の実情に応じて、各市民センターや社会教育施設を中心に実施される全ての学習活動が、人権尊重を基本に地域の課題解決につながるとともに、参加者相互の結びつきを強める「人権のための学習」「人権を通した学習」により「まなぶ」「つどう」「むすぶ」生涯学習社会への実現を目指しています。

《施策の方向・内容》

①家庭における人権教育の推進

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を果たすことを踏まえ、「自分を大切にし、他の人も大切にできる子ども」を育むことができる家庭の養育力の向上と、子育てなどの家庭教育に対する支援の充実に努めます。
- (イ) 互いに人権を大切にしあう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。

②就学前教育及び学校教育における人権教育の推進

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 乳幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。保育所（園）、認定こども園、幼稚園等で、日々の体験や遊びを通して、自尊感情や子ども同士の関わりによる社会性の育成など幼児の発達の特性を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。
- (イ) 人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、教職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、人権教育の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、“生きる力”を育みます。
- (ウ) 学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進することによって、**自身が権利の主体であることを理解し**、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身につけられるように努めます。
- (エ) 学校における人権教育の成果や課題を踏まえ、保護者・地域住民と協働して人権教育の推進を図ります。
- (オ) 社会性や豊かな人間性を高めていくため、社会教育との連携を図りつつ、豊かな自然体験やボランティアなどの体験活動、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる人権課題に直面する人々との交流活動を取り入れた教育の充実を図ります。

③社会教育・地域における人権教育の推進

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 子どもから高齢者までが生涯にわたって学び続けることができる多様な生涯学

習の場を提供し、また市民センターや社会教育施設等での講座の開設や交流活動の場の提供など、人権に関する様々な学習機会の提供に努めます。

- (イ) 広く市民に学習意欲を喚起できるよう体験活動や身近な課題などを取り上げ、魅力的な学習プログラムの開発に努めるとともに、様々な指導者の養成と確保に努めます。
- (ウ) 人権に関わる教育活動充実のため、資料の整理、情報収集・提供、広報活動に努めます。
- (エ) 広く市民の人権に関する意識を高めるため、人権に関する講座を実施します。実施にあたっては、それがより効果的な人権教育となるよう、内容や実施条件などを工夫し、より多くの市民の参加を促すよう努めます。
- (オ) 市民の自主的な人権学習の取組を促進するため、グループや地域団体などが行う学習会・研修会への講師やアドバイザーの派遣、様々な人権に関する学習用教材の紹介と資料などの提供に努めます。
- (カ) 人権学習などの成果を地域活動などにいかせるよう働きかけるとともに、地域において人権問題に携わるリーダーの育成に努めます。
- (キ) 中学校区別人権教育推進協議会を有効活用し、中学校区における学校・保護者・地域住民による人権尊重の地域づくりを推進します。

(2) 人権啓発の推進

SDGs 関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 公正と公平をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

前述の「人権教育・人権啓発推進法」では、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。

市では、人権意識の啓発を、市広報、市ホームページ、市公式LINE、啓発冊子、ポスターのほか、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した情報提供、講演会、各種啓発イベントの開催、人権に関わる作品募集など、様々な手法を活用して進めています。

市民が人権を身近なものと感じることができるように、啓発イベントにコンサートや映画会を取り入れ、気軽に参加しやすいものとともに、参加者が受け身の立場にとどまるのではなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度につながるよう、その内容の充実に取り組んできました。

しかし、2023（令和5）年に実施した「市民意識調査」では、過去5年間に人権に関する講演会・研修会・イベントなどに「一度も参加したことがない」と答えた市民は82.6%に達しています。理由としては、「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかった」50.7%、「人権のことには関心がない」14.7%、「開催時期・時間帯・会場の問題で参加できなかった」12.1%などとなっていますが、不参加の理由の過半数が「開催されていることを知らなかった」であったという事実は大きな課題です。人権関連のイベントに限らず、市が発信する様々な施策に関する情報が市民に十分届いていない可能性があると言わざるを得ません。効果的な情報発信に全庁的に取り組む必要があります。

効果的だと思う啓発手法について複数回答でたずねたところ、「講演会・研修会の開催」29.6%、「広報紙への啓発記事掲載」28.6%、「障害者・高齢者・外国人などの交流会や懇談会」24.2%などが上位となりましたが、いずれも効果的な情報発信と相まってのものと言えます。

こうした調査結果を今後の啓発活動の企画に際し活用します。

さらに、第1章で触れたように「『ビジネスと人権』に関する行動計画」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定など、企業・事業者における人権への取組の重要性が高まっていることから、企業訪問などの機会を捉え人権デュー・ディリジェンス*への取組を促す必要があります。

『施策の方向・内容』

①条例などの普及・啓発

(地域環境部)

(ア) あらゆる機会、媒体を活用し、「人権尊重都市宣言」や「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別撤廃に関する条例」など人権に関わる宣言や条例の理念、内容の普及・啓発に努めます。

②人権啓発行事の開催

(地域環境部)

(ア) 「人権週間」(12月4日～10日)にあわせて、街頭啓発や人権作品展、人権週間記念行事ふれ愛コンサートを「名張市人権センター*」と共に開催し、広く市民に人権啓発及び情報提供を行います。

(イ) 名張市人権センターへ「人権のまちづくり推進事業」を委託し市民啓発を推進します。

(ウ) 人権啓発行事の企画・立案にあたって、「市民意識調査」結果を有効活用します。

(エ) 人権関連の講演会・研修会・イベントの開催情報が全市民に周知されるよう取り組みます。

③企業（職場・職域）への啓発の推進

(地域環境部・産業部・教育委員会)

(ア) 名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会と連携し、市内企業を対象とした人権啓発企業訪問を実施するとともに、人権啓発企業研修会を実施します。

(イ) 人権啓発企業訪問などの機会を捉え、人権デュー・ディリジェンスへの取組を促します。

(ウ) 企業・事業所にとって、人材は資本となります。人的財産を守るために、従業員の人権を尊重することは、働きやすい職場環境にもつながります。より働きやすい職場づくりを目指してもらえるよう、三重県、三重労働局、ハローワーク等と連携し、広報やホームページで周知を行い、企業・事業所等に対し啓発を行います。

④市職員・教職員に対する研修の推進

(総務部・地域環境部・福祉子ども部・教育委員会)

(ア) 市職員一人一人が、自らが人権行政の担い手であることを自覚し、市民の基本的人権の尊重を具現化することを念頭に自らの職務に取り組むよう、**全職員を対象とした人権・コンプライアンス**に関する研修を実施します。

(イ) 市役所内部における人権リーダー育成のため、三重県人権大学講座への職員派遣を継続します。

- (ウ) 同和教育実践を担ってきた教職員の退職による世代交代が急速に進む中、管理職や人権・同和教育担当者を対象とした研修会を開催するとともに、学校人権・同和教育推進委員がリーダーとなって園内、校内研修を進め、教職員の資質と人権感覚・人権意識の向上に努めます。
- (エ) 人権教育や各種人権課題に関する研修会などの開催情報を提供するとともに、主体的・積極的参加を促します。
- (オ) 人権に関わりの深い人権擁護委員、民生委員児童委員などとの連携を強化し、人権に関する研修を支援します。
- (カ) 名張市人権センターと連携し、高齢者や障害者、子どもなどの人権擁護に特に関わりの深い各種福祉施設に対し、人権に関する研修機会を提供するとともに、参加を働きかけます。

⑤地域交流による人権啓発の推進

(地域環境部)

- (ア) 隣保館等（隣保館・児童館・教育集会所）を差別撤廃と人権確立のための活動拠点と位置づけ、各種講座、サークル活動をはじめ、地域や市民センター、関係団体と共に地区文化祭などのイベントを通じて周辺地域との交流を積極的に進めます。
- (イ) 地域づくり組織*などと連携し、地域における体験活動、スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流を促進します。
- (ウ) 名張市人権センターと連携して地域における人権リーダーの養成に取り組み、各市民センターなどにおいて実施される学級・講座、サークル活動、イベントなどで生まれる地域住民の相互交流を通じて人権啓発を図ります。

⑥様々な媒体を活用した人権啓発の推進

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 市ホームページを活用し、新たな人権課題や社会的関心が高まっている人権問題について情報提供し、人権啓発を図ります。
- (イ) 引き続き、同和対策審議会答申が出された 1965（昭和 40）年 8 月 11 日にちなみ、毎月 11 日を「人権を確かめあう日」と位置づけ、各部持ち回りによる人権リレーメッセージの庁内放送など啓発活動を実施します。
- (ウ) 様々な人権問題の解決を図るために、啓発資料の収集、作成、提供に努めます
- (エ) 市立図書館の人権関連蔵書の充実を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

SDGs 関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

人権に関するさまざまな相談に対応するため、本市では月に2度、人権擁護委員による人権相談を実施しているほか、弁護士相談、女性相談、男性相談、メンタルヘルス相談、子育て相談、教育相談、発達相談、就労相談、家庭児童相談、ひとり親相談、子ども相談など、それぞれの施策ごとに相談窓口を開設しています。本人の同意のもと、相談の内容に応じた関係窓口や関係機関につなげ、複合的な課題を抱える相談者への対応に努めています。

また、相談窓口の周知については、市広報やホームページなどの従来の方法に加え、市公式LINEなどの新しい方法も取り入れながら進めています。

また、NPOなどの市民活動団体においても、それぞれの団体の目的達成のため、人権に関わる相談活動に取り組んでいます。

しかしながら、「市民意識調査」の結果は厳しいものでした。過去5年間に人権を侵害されたと思ったことが「ある」と回答した市民（10.1%）に「人権侵害への対応」について複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのは「家族や友人など身近な人に相談した」と「何もせず、がまんした」で44.9%となっており、前回調査結果より「何もせず、がまんした」は4.0ポイント、「家族や友人など身近な人に相談した」は5.1ポイントそれぞれ高くなっています。

また、「市の相談窓口に相談した」は6.7%と未だ1割に達していないことから、市における相談体制や被害救済のあり方が問われていると言えます。

相談員の資質向上のための取組は当然のこととして、「市民意識調査」結果を分析した「公益財団法人 反差別・人権研究所みえ」からは、①相談窓口の周知、②人権相談のフローチャートの公表、③解決に至った相談事例の公表、④相談員によるアウトリーチ*等、新たな取組について提言を受けました。

《施策の方向・内容》

①人権侵害事象への対応

(市民部・地域環境部)

(ア) 人権侵害事象に対しては、関係各部署、法務局・三重県など関係機関・団体等との連携を強化し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。

(イ) 人権侵害につながる戸籍謄本や住民票の写しの不正取得を防止するため、本人通知制度*の導入に向けた調査、研究に取り組みます。

②相談機関・窓口の連係と市民への周知

(市民部・地域環境部・福祉子ども部)

(ア) 法務局・三重県をはじめ専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談者の利便性の向上・充実に努めます。

(イ) 各種専門相談機関・窓口の情報を、市広報やホームページ、市公式LINEをはじめ、様々な媒体を通じて積極的に提供します。

(ウ) 個人情報保護を前提として、具体的に相談に対してどんな対応事例があるか、情報提供に努めます。

(エ) 情報の提供にあたっては、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人など、情報を必要とする市民の属性に配慮します。

③相談体制の充実

(市民部・地域環境部・福祉子ども部)

(ア) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる課題別の人権相談については、関係各室の相談窓口でも対応し、相談内容と相談者の属性に応じて適切な対応ができるよう、国・県等関係機関との連携を強化します。

(イ) 名張市人権センターへ委託している各種専門相談の充実に努めます。

(ウ) 隣保館等（隣保館・教育集会所・児童館）の相談機能の充実に努めます。

④相談員の資質向上

(市民部・地域環境部・福祉子ども部)

(ア) 相談内容が多様化・複雑化していることから、庁内の相談窓口のある関係各室の連携を強化するとともに、相談員及び担当職員等に対して専門分野や人権に関する研修を実施するなど、資質の向上を図ります。

(イ) 専門相談員の定着を図るため、待遇の向上に配慮します。

(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進

SDGs 関連項目

- 10：人や国の不平等をなくそう
- 11：住み続けられるまちづくりを
- 16：平和と公正をすべての人に
- 17：パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

人権問題の解決は、行政のみの取組で実現されるものではありません。人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決のために自ら行動する、市民、市民団体、企業・事業所、各種団体との連携・協調の下、人権施策を効果的に推進することによってもたらされるものです。

本市では、「名張市自治基本条例」に基づき、「新しい公」による福祉の理想郷づくりの実現に向けた取組を進めてきました。

2009（平成21）年3月には「名張市地域づくり組織条例」を制定し、各市民センターなどを単位とする市内15地域に設立された地域づくり組織*において、地域課題解決のため、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画である「地域ビジョン」を策定し、市総合計画の地域編に位置づけ、地域と市の協働により新たなサービスや価値の創出を目指す取組を進めてきました。

本市のこうした都市内分権の取組は、全国的にも先進的な取組事例として、全国各地の地方公共団体や議会、自治組織が視察に訪れています。

地域づくり組織が取り組む地域課題は、市民生活に密着した人権課題と言えます。人権分野においてもまちづくりの取組で培った強みを生かして、多様な交流の中で、温かな人間関係が育まれ、一人一人がみんなのことを思い、みんなが一人一人のことを思うような人権文化が創造されるよう、市民の自主的な取組を支援するとともに、ボランティアや関係団体との協働を推進することが必要です。

市民一人一人の人権が尊重される住みよいまちをつくるため、課題や目標、さまざまな情報の共有を前提に、市民と行政とのパートナーシップの下、共に知恵を出し合い、力を合わせ、協働による人権のまちづくりを進めます。

また、本市における人権施策推進のパートナーとして2004（平成16）年に設立された名張市人権センターは、2024（令和6）年現在、「人権のまちづくり推進事業」「市民活動支援事業」「多文化共生社会推進事業」を受託し、同センターを拠点として様々な活動に取り組んでいます。将来的な法人化を視野に、自立と持続可能な組織運営に向けて連携・支援を行います。

《施策の方向・内容》

① 地域づくり組織のまちづくり事業に人権の視点

（地域環境部）

（ア）市内15の地域づくり組織が取り組むまちづくり事業が、人権尊重を基本に据

えたものとなるよう、働きかけを行います。

- (イ) 地域づくり組織が、人権問題に関する地域特性を把握できるよう、「市民意識調査」結果を地域づくり組織別に集計したものを提供するとともに、具体的な取組事例の提案を行います。

②地域活動拠点の活用

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 市内の文化施設、コミュニティ施設、社会教育施設、社会福祉施設、スポーツ施設など様々な公共施設における市民講座や交流活動、情報提供や相談支援などを通じて、市民の人権意識の高揚や人権啓発活動を促進します。
- (イ) 市内の公共施設において、人権に関するチラシや冊子の配架などに努め、人権に関する情報発信の充実を目指します。
- (ウ) 市内の公共施設に従事する職員等が常に人権尊重の意識や姿勢で職務に臨むことにより、施設利用者などに対して、人権を尊重することの大切さを発信していくことができるよう、資質向上に努めます。
- (エ) 名張市市民情報交流センター*を拠点に、市民活動団体の交流、多文化共生事業の推進に取り組みます。

③中学校区别人権教育推進協議会の取組支援

(教育委員会)

- (ア) 中学校区别人権教育推進協議会と連携して、中学校区别人権・同和教育研修会を開催し、就学前から中学校までを見通した人権・同和教育の在り方を考え、実践します。
- (イ) 「部落問題を考える小学生のつどい*」「部落問題を考える中学生のつどい（ヒューマンライツ）*」を開催し、人権問題をテーマに子どもたちが学校を越えてつながる機会とします。

④県立学校别人権教育推進協議会との連携

(教育委員会)

- (ア) 市内各県立学校に設置された人権教育推進協議会に参画し、県立学校における人権・同和教育推進を支援します。

⑤名張市人権センターとの連携

(地域環境部)

- (ア) 本市の人権施策推進のパートナーとして、「人権のまちづくり推進事業」「市民活動支援事業」「市民情報交流センター管理運営事業」「多文化共生社会推進事業」を委託し、連携強化を更に進めます。

2. 分野別施策

(1) 部落問題

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

本市では、部落問題の早期解決を市政の重要課題として、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」の精神にのっとり、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法などに基づき、同和対策事業を推進してきました。

2002（平成14）年3月、最後の特別措置法である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効しましたが、本市においては、法の失効が部落問題解決のための取組の終了を意味するものではないとの認識の下、取組を継続してきました。

しかしながら、全国的には法の失効に伴い、「部落問題から人権一般へ」という風潮の中で、さまざまな人権問題についての取組が進んだという肯定的評価がなされる一方で、行政その他の部落問題に対する取組に弱まりが見られたことも事実です。

2016（平成28）年12月、「部落差別解消推進法」が施行されました。国の法律として初めて「部落差別」という文言を明記し、部落差別が現存することを認めるとともに、その解消を法律の目的としたものです。

「市民意識調査」の結果を見ると、日本社会に「同和問題」や「部落問題」などと呼ばれている差別の問題があることを、「よく知っている」「少しあは知っている」と回答したのは65.6%でした。

同和地区*や同和地区の人々に対する差別意識が今も「ある」と回答したのは64.2%、部落問題に関して、現在、起きていると思う人権問題として75.7%が「結婚に際して周囲から反対を受けること」、37.2%が「就職や職場で不利な扱いを受けること」と回答しています（複数回答）。部落差別の解決に向け様々な取組が進められてきたにも関わらず、依然、結婚差別や就職差別が存在していると認識している市民は少なくない状況です。また、結婚相手が同和地区（被差別部落）の人であるかどうかについて、30.7%が「調べる必要があると思う」と回答しました。さらに、同地区内の不動産物件に対して、回答者の33.1%が「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」とするなど、被差別部落に対する「忌避意識」が読み取れます。

「部落差別解消推進法」が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、部落差別は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人一人が部落差別の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場において、部落差別に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

また、厳しい財政状況の中、隣保館等同和対策関連施設老朽化への計画的な対応も必要となります。

《施策の方向・内容》

①部落差別解消推進に向けた施策の推進

(地域環境部)

- (ア) 「部落差別解消推進法」の周知に努めます。
- (イ) 部落差別の解消推進のために必要な住環境、生活、教育、産業、就労面等の改善については、一般施策を活用して取組を推進します。
- (ウ) 老朽化した同和対策関連施設の効率的な改修のための年次計画を策定し、拠点施設としての機能充実を図ります。

②研修会・学習会・啓発行事の実施

(地域環境部)

- (ア) 部落差別に対する正しい理解と認識を深め差別の解消を図るために、様々な研修会・学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。

③学校などにおける部落問題に関する人権教育の充実

(教育委員会)

- (ア) 「部落差別をはじめあらゆる差別の現実に深く学ぶ」ことを基本に置いた人権・同和教育を推進し、差別解消のために自ら考え行動できる実践力を持った児童・生徒を育てます。
- (イ) 基本的人権の尊重を、教科学習に限らず、全ての学校活動の基本理念とし、児童・生徒が自らの人権が大切にされているという安心感の中で過ごせる環境を創ります。
- (ウ) 保護者が部落問題に関する正しい理解と認識を持ち、子どもに適切な指導ができるよう、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小中学校等において、保護者を対象とした学習会を開催します。
- (エ) 「差別の現実に深く学ぶ」ことを基本に、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高めるため、教職員研修の内容充実に努めます。

④地域・職域における部落問題に関する学習機会の充実

(地域環境部)

- (ア) 全ての市民が部落問題についての学習機会が得られるよう、各地区市民センターへ働きかけを行うとともに、部落問題に関する情報の提供、学習会講師の派遣など支援を行います。
- (イ) 名張市人権センターと連携し、地域の人権まちづくりリーダー養成に努めます。
- (ウ) 企業や福祉関連施設における部落問題に関する学習活動に対して、講師派遣や情報提供など支援を行います。
- (エ) えせ同和行為に対しては、被害の未然防止のため企業などにおいて適切な対応ができるよう、資料提供など啓発を進めます。

⑤隣保館等（隣保館・児童館・教育集会所）機能の充実

(地域環境部)

- (ア) 隣保館等を部落問題に対する正しい理解と認識を深めるための拠点と位置づけ、部落問題に関する学習会の開催や広報発行など啓発活動を進めます。
- (イ) 成人対象の識字教室や児童・生徒を対象とした学力保障学習会、そのほか隣保館等を拠点に開催しているサークル活動の活性化を図ります。
- (ウ) 隣保館等を拠点に文化祭開催による地域交流など、様々な交流活動を通して、人権尊重を基盤とした住民主体の地域活動、まちづくりを促進します。
- (エ) 市民センターやまちの保健室*と連携したアウトリーチ型の相談支援への取組など、隣保館等の相談機能強化に努めます。
- (エ) 部落差別に関する相談に的確に対応できるよう、関係機関・団体との連携強化と、隣保館等職員の資質向上に努めます。

⑥相談体制の充実

(地域環境部)

- (ア) 部落差別は教育や福祉など複合的な課題を有していることから、人権をはじめとする生活上の様々な課題などに対応するため、「地域福祉教育総合支援システム*」を有効活用します。
- (イ) 名張市人権センターをはじめ、人権に関わる相談に取り組む民間の組織・団体との連携を強化するため、個人情報保護を前提として情報交換を行います。
- (ウ) 法務局や県内の公的相談機関で構成された「人権相談ネットワーク」との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

⑦関係機関・団体との連携・協働

(地域環境部)

- (ア) 差別発言や差別落書き、被差別部落の所在の問合せなどの部落差別事象が発生した場合は、「差別事象対応マニュアル*」に基づき、県、法務局をはじめ、関係機関・団体などと連携し、速やかに事実関係の調査や分析を行うとともに、差別

解消に向けて啓発などに取り組みます。

- (イ) 部落問題に関する広報活動や啓発活動を効果的に推進するため、「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」や「三重県人権・同和行政連絡協議会」「津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会」などと連携、情報交換を行います。

(2) 子どもの人権

SDGs 関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 2 : 飢餓をゼロに
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

子育て世代の保護者の孤立による育児不安の解消に努め、子どもの健やかな成長を見守り、ゆとりや安心感を持って子どもと向き合う事ができるように、未就園児に対しては、保育所（園）、認定こども園、幼稚園でのなかよし広場の開催をはじめ、マイ保育ステーション等の地域子育て拠点事業の実施や、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業、マイ保育ステーションの無料保育体験等の子どもの預りの充実等に取り組んでいます。

保育所（園）、認定こども園、幼稚園では、体験や遊びの充実による豊かな情操教育や、健全な心身育成を行いながら、子育て支援活動により子どもの自尊感情を育み、保護者への啓発の充実に務めるほか、保育士自身が、子どもの人権擁護の視点に立ちながら、児童虐待等の防止に向けた取組と、自己の人権に対する理解を深めるための啓発を行っています。

経済的な問題をはじめ複合的な課題を抱える子どもや家庭に対し、地域福祉教育総合支援システムや「要保護児童対策及びDV対策地域協議会*」、「ばかりっ子まるまるセンター*」などの機能によって、関係機関と連携した重層的な支援を早期に実施する体制を構築しています。また、子どもが安全に過ごすことができる居場所について、既存の施設を利用しながら、学校や家庭に居づらさを感じる子どもなどがいつでも来ることができる場所の創設が必要となります。

就学前の乳幼児について、子ども自身の困りごとに寄り添いながら丁寧に子どもに関わることで、安心して生活や自己発揮が出来るように、保健・福祉、保育、教育、医療などの関係機関が連携し、乳幼児の一人一人のニーズに応じた総合的な支援や指導を行い小学校への接続に切れ目のない支援を行っていくと共に保護者への支援に取り組んでいます。

小・中・高校生に向けて、子ども相談室だより「ほっとライン」を年に4回発行するなどにより、「名張市子ども条例」や「こども基本法」などに基づく子どもの権利について、周知啓発を行っています。

また、市内の小・中学生による「ぱりっ子会議」を開催し、市政への提言書をまとめ、市長に手渡しました。

2019（令和元）年度のぱりっ子会議の市政への提言を基に誕生した、名張市公認キャラクター「なばりん」について、2023（令和5）年度に実施したクラウドファンディングによりコスチュームを製作し、各種のイベントに登場するなど、子どもの想いの実現と市のPRといった両面の効果がある継続的な取組となっています。現在のぱりっ子会議は小学校低学年を中心であるため、中学生や高校生の意見をくみ取ることができる枠組みを構築していくことが課題とされます。

また、里親制度推進に関わっては平成25年度から、さまざまな事情によって家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育する里親の担い手の増加、制度の普及・啓発を図ることを目的に里親入門講座を開催しているほか、10月の里親月間に啓発活動を集中的に行ってています。

《施策の方向・内容》

①子どもの人権に関する啓発

（福祉子ども部・教育委員会）

- (ア) 地域社会全体で子どもの人権を守る気運を醸成するため、民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など関係者と連携し、子育て講演会や子どもの人権擁護に関する啓発活動に取り組みます。
- (イ) 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校等においては、全ての学習活動、子育て支援活動を通じて、子どもの自尊感情と人権尊重の意識を育むとともに、保護者への啓発活動を充実します。
- (ウ) 「名張市子ども条例」の意義や子どもの権利について、「子どもの権利条約」や「子ども基本法」の理念を踏まえながら、周知・啓発を図ります。

②子どもの権利擁護

（福祉子ども部）

- (ア) 子どもの権利侵害に対する相談、支援、救済を行います。
- (イ) 子どもの権利について正しい認識を深める学習を進めます。
- (ウ) 子ども会議（ぱりっ子会議）や子ども権利週間（11月21日から27日まで）行事など、子どもが主体となる活動を通して、子どもの自尊感情を高めるとともに、社会参加の意欲を育みます。
- (エ) 里親制度の普及・啓発に取り組みます。

③総合的で切れ目のない子育て支援

（福祉子ども部）

- (ア) まちの保健室を拠点として、妊娠初期から出産・育児まで継続的に相談支援を行います。

- (イ) 社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親が孤立しないよう支えていく地域づくりに取り組みます。
- (ウ) 産前産後の母子に対する支援を強化します。
- (エ) 子育て支援の担い手となる人材の育成と資質の向上を図ります。
- (オ) 様々な要因で育てにくさを感じる親のサインに気付き、様々な主体による寄り添い支援を行います。
- (カ) 発達に心配のある子どもの健全な育ちと家族への支援を、関係機関の連携により総合的かつ継続的に行います。
- (キ) 「妊婦応援都市宣言*」に基づき、妊産婦や子どもに寄り添うことのできる風土を醸成し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

④子どもの貧困対策

(福祉子ども部)

- (ア) 「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を生かし、経済的困難や、それに起因する様々な課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。
- (イ) 子どもの貧困の解消に向け、地域や行政などがそれぞれの立場で主体的に支援・参画していくよう、計画の策定に盛り込みながら普及啓発等の効果的な取組を進めます。
- (ウ) 貧困の連鎖を断ち切るため、子育て支援施策と一体的な事業展開を進めます。

⑤学校教育の充実

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校等での子どもの文化的活動、スポーツ活動の充実により、豊かな情操や健全な心身を育みます。
- (イ) 障害のある児童・生徒一人一人にとって、最善の支援を行う特別支援教育を進めます。
- (ウ) 児童・生徒の実態を的確に把握・分析し、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を行います。
- (エ) 教育や子育てに関する研修講座などの充実とともに、地域ぐるみで学校を支援する活動を進めます。
- (オ) 保育所（園）、認定こども園、幼稚園での就学前教育・教育と小学校教育が円滑につながるよう、連携を強化します。
- (カ) 名張市教育センターで研修講座の充実を図り、教職員の資質及び専門性の向上に努めます。

⑥子どもの安全な居場所づくり

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 地域の市民センターや集会所などを、引き続き子どもの活動や学びの場として生かせる仕組みを構築します。

- (イ) 放課後児童クラブ*の運営を、引き続き地域で組織された運営委員会に委託し、保育環境の整備と人材の確保、資質向上に努めます。
- (ウ) 地域住民との協働により子どもの居場所として学校図書館を活用することで、未来へつなぐ学力の保障を図ります。
- (エ) 学校が全ての子どもにとって、居心地のよい場所となるよう努めます。
- (オ) 地域づくり組織と連携し、貧困対策だけではなく子どもが安心できる居場所として、子ども食堂*の継続的な運営及び新規開設について、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、円滑に進めます。
- (カ) 学校や家庭に居づらさを感じる子どもが安心して過ごすことができる、第三の居場所の創設に取り組みます。

⑦相談・支援体制の充実

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 「名張市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市、学校、保護者、地域、関係機関、そして、当事者となる子どもも含め、市民総がかりでいじめ問題への取組を進め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。
- (イ) 児童虐待防止についての理解を深める啓発活動を推進します
- (ウ) 地域住民、関係機関と連携し児童虐待やDV被害の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組みます。
- (エ) 18歳未満の子を持つ家庭を対象に、児童相談所等の関係機関と連携し、相談、助言、指導を行います。
- (オ) 母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「ぱりっ子まるまるセンター」(こども家庭センター)を設置し、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な相談・支援、子どもとその過程の福祉に関する包括的な相談・支援を切れ目なく進めています。
- (カ) 「名張市子ども相談室」「名張市青少年補導センター」「名張市教育センター」「名張市教育支援センター(さくら教室)」「伊賀少年サポートセンター」など子ども自身が利用できる相談窓口の充実と情報提供を行います。

⑧不登校児童・生徒及び保護者への支援

(教育委員会)

- (ア) 「不登校の未然防止対応マニュアル」等を活用し、不登校の未然防止と早期対応に努め、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を行います。
- (イ) 学校と名張市教育支援センター(さくら教室)やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携するとともに、児童相談所等の関係機関との連携を進めます。
- (ウ) 不安や悩みを持つ児童・生徒や保護者が、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、**地域や民間団体、外部機関の協力を得て、学校等における子どもの**

居場所づくりや学びの保障に取り組みます。

(3) 女性の人権

SDGs 関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

毎年実施している市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担意識に同感しない」という市民の割合が80%を超えており、少しずつ「男女平等」の意識に変化が見られます。一方で、男女の地位については、「平等」と答えた人の割合が増加傾向にあるものの、女性より「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が高くなっています。実態としては男女共同参画が進んでいない状況です。男女共同参画社会の実現のためには、市民、教育現場、事業者、地域、行政が一体となって、男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めていくことが必要です。

日本の2023（令和5）年度のジェンダーギャップ指数*は過去最低の125位となっており、特に経済及び政治における格差が大きいことが課題として挙げられています。行政分野での政策や方針決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、民間事業者に向けて、女性の管理職への参画拡大や人材育成のための支援をする必要があります。また、男性中心の働き方は、子育て・家事・介護などへの男性の参画を困難にし、女性の仕事や家庭、地域コミュニティなどへの参加や、男性の仕事と生活の調和の実現を妨げる要因の一つとなっています。男女が共に働きやすい職場づくりを推進するためには、男女間の性別による格差解消に向けた取組などを働きかける必要があります。また、市民が主体となって活動している地域づくり組織での女性の活躍に対する支援や、自助・共助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を図る必要があります。

少子高齢化の進行により、家事・子育てとともに、今後は、介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、男女が共に協力し、家事・子育て・介護など、家庭での共同参画を進めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていく必要があります。また、高齢、障害、ひとり親など、様々な困難を抱えた人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう取組を進めていく必要があります。

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。あらゆる暴力や性別による差別的な扱いは、許されるものではありません。根絶に向けた取

組を進める必要があります。なかでも、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、関係機関の連携による被害者救済、自立に向けた支援が必要です。

《施策の方向・内容》

①男女共同参画の推進

(地域環境部)

- (ア) 第2次名張市男女共同参画基本計画「ベルフラワーⅡ」の進捗状況の確認・評価を行い、男女共同参画社会実現を目指します。
- (イ) 市広報やホームページ、イベントなどの活用活動を継続的に展開し、男女共同参画社会についての理解を深める取組を進めます。
- (ウ) 男女共同参画の視点に立った講座やフォーラムを開催し、広く市民に男女共同参画の意識啓発を行います。
- (エ) 子どもの頃から発達段階に応じ、男女共同参画への理解が深まるよう指導します。
- (オ) 男女共同参画センターを拠点に、女性の人権や男女共同参画推進についての情報の収集・提供を行います。
- (カ) 各地域に男女共同参画推進員を設置し、地域での意識啓発やポジティブ・アクション*への取組推進を働きかけます。

②市の政策・施策決定の場への女性の参画

(総務部)

- (ア) 女性が市の政策・施策決定過程へ参画し、当事者としての意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上を目指し、女性委員登用に取り組みます。その際、マイノリティ女性の意見が反映されるよう配慮します。
- (イ) 引き続き、本市の組織における女性職員の管理職登用を進め、職場における女性活躍推進による市民サービスの向上に努めます。

③子育て支援の充実

(福祉子ども部・市立病院)

- (ア) 「名張版ネウボラ*」の推進など、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目のない支援を行います。
- (イ) 待機児童の解消に取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応します。
- (ウ) 発達に課題のある子どもの早期発見と、子ども及び保護者の支援に取り組みます。
- (エ) 市立病院の小児救急医療センター*による 24 時間 365 日体制の小児二次救急を継続するなど、子育て支援を守るために医師の確保をはじめ必要な取組を進めます。
- (オ) 放課後児童クラブや子育て広場の充実、子育てサークルの育成・支援など、地

域で子どもを育てる環境づくりを進めます。

- (カ) 「妊婦応援都市宣言」に基づき、妊産婦や子どもに寄り添うことのできる風土を醸成し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。
- (キ) 本市の子育てに関わる様々な情報を1冊にまとめた「子育てガイドブック」を発行し、市内の生後1か月から3か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に実施している「こんにちは赤ちゃん訪問」や、子育て支援員研修の際に配布するなど、子育て支援の推進に活用します。

④女性の人権擁護（相談・支援体制の充実）

（地域環境部）

- (ア) 引き続き、女性弁護士、女性相談員による女性のための相談窓口を開設し、相談者の声を丁寧に聴き、悩みに寄り添い、問題解決のために必要な支援を行います。相談に際しては、相談者のプライバシーに十分配慮し、安心して相談できる環境づくりに努めます。
- (イ) ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のための啓発事業を実施するとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察など、「要保護児童対策及びDV対応地域協議会」と連携を図り、DV対策の対応力強化に努めます。
- (ウ) 企業や事業所に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めるとともに、被害者に対しては適切な対応を行うよう周知を図ります。

⑤女性の労働環境の整備

（地域環境部・産業部）

- (ア) 企業や事業所に対して、男女雇用危機均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知に努め、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現を目指します。
- (イ) 企業訪問や市広報などを通して、企業や事業所に対して、育児・介護休暇制度などの普及・啓発を図ります。
- (ウ) 就業者・事業者にワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、ワーク・シェアリング、フレックスタイム制度など、多様な就労形態の周知を図ります。
- (エ) 名張市特定事業主行動計画に取り組み、出産・子育てがしやすい職場環境の整備など、事業所名張市役所としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- (オ) 「まちじゅう元気！イクボス*宣言 なばり」参加事業所に対して、労働環境整備や働き方改革に関する情報提供などのフォローアップを行うとともに、引き続き市内事業所に対して「イクボス宣言」を働きかけます。
- (カ) 厚生労働省、三重労働局、ハローワーク、三重県等からの情報を企業や事業所に対して広報やホームページで周知します。また、内容に応じて関係部署と連携して取り組みます。

(4) 障害者の人権

SDGs 関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 9 : 産業と技術革新の基盤を作ろう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

「市民意識調査」で関心のある人権課題について複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのが「障害者」で48.4%でした。

2011年に改正された「障害者基本法」では、障害は障害者に問題があるのではなく、社会との関係から生じるものと規定しました。障害は本人の身体や精神の状態に起因するという「医学モデル」ではなく、社会のあり方に起因するという「社会モデル」へと考え方が改められました。障害は当事者やその家族が努力して克服すべきものではなく、日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等（社会的障壁）の除去を進めることで、障害者の生きづらさが解消できます。

また、2016年に「障害者差別解消推進法」が施行され、障害のある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関や民間事業者に必要な配慮が義務づけされました。

「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を2016（平成28年）に施行し、社会的障壁の除去に努め、障害のある人も障害のない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブ社会）を実現するため、施策に障害者の意見が反映できるよう名張市障害者施策推進協議会*に障害当事者が委員として参画しています。

また、市と各関係団体で構成する名張市共生地域デザイン会議*で、障害及び障害者理解を深めるための講演会等の取組を実施しています。

人と人が支え合う地域共生社会の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりが図られ、障害者自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指します。

《施策の方向・内容》

① 障害者の人権に関する啓発

（福祉子ども部・教育委員会）

（ア）「障害者差別解消推進法」及び「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策

の推進に関する条例」の趣旨が浸透するよう、様々な機会を捉えて啓発を進めます。

- (イ) 人にやさしいまちづくりの推進のため、障害及び障害者に対する正しい理解とノーマライゼーションの理念の普及のために、フォーラムや講演会を開催します。
- (ウ) 民生委員児童委員や介護者をはじめとした支援者に対する啓発活動を行います。
- (エ) 合理的配慮に対する社会的理解を促進するための啓発活動を進めます。
- (オ) 子どもたちが、障害者との共生や社会福祉への理解を深められるよう、就学前から発達段階に応じて、福祉施設での交流や体験など福祉教育を推進します。

②虐待防止と権利擁護

(福祉子ども部)

- (ア) 地域包括支援センターに基幹相談支援センター機能を付与して障害福祉室との連携により、その充実を図り、障害者の安全を最優先に、虐待に関する相談及び家庭訪問を行います。
- (イ) 障害者虐待の防止や養護者支援のための啓発・研修活動を進めます。
- (ウ) 自己の意思表示が困難な障害者の財産管理や権利擁護のため、成年後見制度*の周知を図るとともに、身寄りがないなどの事情で申立てができない場合は、市長の代理申立てにより、制度利用を支援します。

③相談・支援体制の充実

(福祉子ども部)

- (ア) 「地域福祉教育総合支援システム」のネットワークを有効に機能させ、障害者が住み慣れた地域で、自分らしく生活できるよう、まちの保健室を拠点に、初期段階から漏れや切れ目のない相談・支援を行います。
- (イ) 身体、知的、精神の三障害に一体的・一元的に対応する相談・支援の拠点として、障害福祉室内に設置している基幹相談支援センターの機能充実に努めます。
- (ウ) 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」の機能充実に努めます。
- (エ) 障害者にとって身近な地域生活での相談については、障害者相談員、民生委員児童委員、まちの保健室が対応し、基幹相談支援センターをはじめ関係機関につなぎ細やかな支援を行います。
- (オ) 障害者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより資質向上に努めます。
- (カ) 障害者が利用できる各種制度など、多様な情報を収録した「障害者ガイドブック」を、それぞれの障害に適した活用しやすい形で提供します。
- (キ) 「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」に基づき、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣や、展示・録音による広報等の発行など、視覚障害者や聴覚障害者に対する的確な情報提供に努めます。

④社会参加・交流の促進

(福祉子ども部・都市整備部)

- (ア) 「みはたメイハンランド」の農園ゾーンなどを拠点とした交流の場づくりを進めるとともに、福祉施設等が開催するイベント等への地域住民の参加と交流を促すとともに、市が開催するイベント等については、手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループの対応など、障害者の参加促進に配慮します。
- (イ) 公共施設などのバリアフリー化に努めるとともに、新設に際してはユニバーサルデザインを取り入れます。
- (ウ) 障害者をはじめ全ての歩行者の安全で快適な歩道利用のため、違法駐車や放置自転車対策を進めます。
- (エ) 重度障害者のタクシーや自家用車利用に対する経済的支援を行い、外出手段の確保と社会参加の促進を図ります。
- (オ) 社会参加の促進と心身の健康の維持・増進のため、障害者スポーツやレクリエーション、文化芸術活動の進行を図ります。

⑤特別支援教育の充実

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 子ども関係施設間の連携により、0歳児から18歳までの障害のある子ども一人一人のニーズに応じた総合的な支援と指導を実施し、子どもの発達支援を図るとともに、保護者の支援にも取り組みます。
- (イ) 就学前の乳幼児については、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、乳幼児一人一人のニーズに応じた総合的な支援と指導を行います。
- (ウ) 学校における教育だけでなく、福祉施策や就労支援についていくための調整を担う「特別支援教育コーディネーター」の資質向上と機能強化に努めます。
- (エ) 障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成し、保育所、認定こども園、幼稚園等や小学校、中学校、高校と丁寧な引継ぎを行い、途切れのない支援を行います。
- (オ) 障害のある子ども一人一人が最も適切な教育を受けられるよう、校内支援体制の充実とともに、障害の特性に応じて、個別の指導計画を作成して多様な教育の推進を図ります。
- (カ) 担当教職員の資質の向上と教育条件の整備充実とともに、担当教職員以外の教職員に対しても、特別支援教育及び障害のある子どもの人権についての一層の理解促進のための研修等の充実に努めます。
- (キ) 特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場を提供するとともに、高等学校、特別支援学校、企業等と連携し、義務教育後の進学・就労を支援します。

⑥福祉のまちづくりの推進

(都市整備部)

- (ア) 事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、

「自立支援型福祉社会*」の実現に努めます。

- (イ) ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没・轍・段差などの解消）を行います。
- (ウ) 事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- (エ) コミュニティバスの運行及び地域コミュニティバスの運営支援により、障害者をはじめ交通移動不便者の移動手段確保を進め、社会参加の促進を図ります。

⑦障害者雇用の促進・自立支援

(総務部・福祉子ども部・産業部)

- (ア) 障害者雇用の促進のため、県及び関係機関・団体と協力して市民や企業、福祉関係者の理解と認識を深める啓発活動を促進します。
- (イ) 本市職員への障害者の採用については、引き続き障害者の適性に配慮した雇用の促進に努め、就職後も就労の長期継続ができる体制を整えます。
- (ウ) 関係機関と連携し、本市企業に対し、障害者の雇用拡充を図るように、訓練制度や助成制度の普及啓発をはじめ、障害者を雇用するための事業所への支援も積極的に進めます。
- (エ) 企業就労に向けた作業訓練の場として重要な役割を果たす、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の安定した運営のため必要な支援を行います。
- (オ) 障害者就労施設などからの物品及び役務の調達推進を図るとともに、福祉の店が各種イベントへ参加できるよう積極的に支援します。
- (カ) 在宅の障害者を対象に、通所による介護や日常生活訓練、創作活動等を行う生活介護事業を拡充し、地域での自立生活を支援します。
- (キ) 名張市障害者人材センターや名張商工会議所、伊賀公共職業安定所等、関係機関・団体と協働・連携して、障害者を対象とした就職面接会を開催するなど、就労機会の提供を図ります。
- (ク) 厚生労働省、三重労働局、ハローワーク、三重県等からの情報を企業や事業所に対して広報やホームページで周知します。また、内容に応じて関係部署と連携して取組みます。

⑧福祉サービスの充実と利用援助

(福祉子ども部)

- (ア) 在宅福祉サービスの充実に向け、家族や地域住民とのふれあいを大切にしながら、可能な限り自宅や住み慣れた地域で質の高い福祉サービスが利用できる体制を整備します。
- (イ) 障害者の日常生活の円滑化と介護者の負担軽減を図るため、福祉用具に関する情報提供と、供給体制を整備します。
- (ウ) 障害者が地域で共同生活を営むグループホームの内容充実のため、支援施策の

拡充を図ります。

- (エ) 障害者支援施設等の入所型生活施設が、障害者的人権を尊重した快適な生活の場となるよう、機能整備に努めます。
- (オ) 施設の有する専門性を活用して地域への支援機能の充実を図るとともに、地域との交流の場としての機能の充実を図ります。
- (カ) 緊急時の連絡体制を整えるとともに、医療機関などに対し、視覚・聴覚障害者などに対するコミュニケーション手段の確保など、障害者に配慮した受け入れ体制を要請するなど、地域医療体制の整備、充実に努めます。
- (キ) 障害福祉サービスを必要とする人の利用につなげていくことができるよう、関係各機関、地域との連携や関係づくりを進めます。

⑨災害時支援体制の整備

(なばりの未来創造部・地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。
- (イ) 地域づくり組織や関係団体・機関と連携し、災害時における避難誘導・安否確認などの支援体制づくりを進めます。
- (ウ) 自主防災組織の活動支援、育成を行います。
- (エ) 避難施設で障害者に必要となる設備や物資の把握と整備を図ります。
- (オ) 視覚・聴覚障害者等への避難誘導方法等のマニュアルを作成し、緊急時の対策の充実を図ります

(5) 高齢者の人権

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

本市の高齢化率は 2020（令和 2）年の国勢調査数値で 32.5%となっていました。前回調査時を 4.5 ポイント上回り、国の 28.0%、県の 29.5% を上回っています。2050（令和 32）年には 45.6%へ上昇する見込みです。中でも、後期高齢者数が増加していき、総人口に占める後期高齢者の割合は、2020（令和 2）年の 15.2%から 2050（令和 32）年の 28.6%となる見込みです。

また、全世帯の中で高齢者のみの世帯の割合は 2020（令和 2）年の国勢調査数値で 27.6%となっていました。前回調査時を 4.2 ポイント上回り、高齢者のみで暮らす世帯が増加しています。

介護や高齢者支援のニーズの多様化に対応できる施策の推進や市内の各地域の実情に応じた対応等、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って質の高い生活を続けられる体制の整備が必要となっています。

そこで、本市では介護予防、認知症ケア、医療や介護・福祉との連携、生活支援を柱に施策を進め、「地域包括ケアシステム」の構築に努めてきました。今後も高齢者の増加が見込まれる中、さまざまな支援が切れ目なく提供されることが必要となります。

また、複合的な課題に対応する「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を構築する中で、公的サービスの充実は言うまでもなく、多様な主体によるさまざまな形の支援が高齢者に提供されるよう、行政、地域住民、関係機関・団体等が一丸となって取組を進める必要があります。

《施策の方向・内容》

①高齢者的人権に関する啓発

（福祉子ども部）

- （ア） 支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、地域住民や地域づくり組織などの関係団体が、高齢者を取り巻く身近な生活課題を自らの問題と捉え、地域として高齢者を支え合う意識づくりを進めます。
- （イ） 認知症高齢者を地域で見守っていくため、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター*」の養成を進めるなど、認知症に理解のある地域づくりに取り組みます。

②虐待防止と権利擁護

(福祉子ども部・市民部)

- (ア) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「老人福祉法」及び「介護保険法」の規定に基づき、虐待防止のため適切な措置、指導支援を行います。
- (イ) 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、市広報やホームページなどを活用し、消費生活に関する情報提供に努めます。
- (ウ) 消費者被害事案発生時には、名張市公式LINEなどにより速やかな情報発信を行い、類似被害の未然防止を図ります。
- (エ) 特殊詐欺(振り込め詐欺など)から高齢者の消費者被害を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関と連携して消費生活相談を行います。
- (オ) 日常生活自立支援事業*や成年後見制度について、積極的な情報提供と活用などに関する相談体制の充実に努めるとともに、運用にあたっては、関係機関との緊密な連携により、効果的に高齢者の権利が擁護できるように努めます。
- (カ) 高齢者の地域で暮らす権利や財産を守るための取組を、名張市社会福祉協議会や消費者センター、名張警察署等の関係機関と協働・連携しながら進めるとともに、成年後見制度の利用を支援します。

③相談・支援体制の充実

(福祉子ども部)

- (ア) 「地域福祉教育総合支援システム」のネットワークを有効に機能させ、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生活できるよう、まちの保健室を拠点に、初期段階から漏れや切れ目のない相談・支援を行います。
- (イ) 高齢者にとって身近な地域生活での相談については、民生委員児童委員、まちの保健室がこまやかに対応し、地域包括支援センターをはじめ関係機関につなぎます。
- (ウ) 高齢者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより資質向上に努めます。

④介護サービスの充実

(福祉子ども部)

- (ア) 介護給付費の適正化により、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。
- (イ) 要介護認定調査の適正化・平準化を図るとともに、介護認定審査会における適正な審査判定に努めます。
- (ウ) 高齢者が、本来希望する住み慣れた地域で、高齢者本人が望む「我が家での生活」を継続できるよう、居宅サービスの充実を図ります。
- (エ) 介護保険サービス全般について、適切な指導・監督を行い、介護サービスの質の向上に取り組みます。

(オ) 市内の入所・通所施設に介護相談員を派遣し、利用者のサービスに対する疑問や不満、苦情、不安などの解消を図るとともに、事業者との意見交換を行い、サービスの質の向上を図ります。

⑤福祉のまちづくりの推進

(都市整備部)

- (ア) 事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会」の実現に努めます。
- (イ) ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没・轍・段差などの解消）を行います。
- (ウ) 事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- (エ) 住み慣れた「我が家」で快適・安全に生活できるよう、住宅改修や福祉用具の活用について情報提供や相談を行います。

⑥社会活動への参画促進

(地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 老人クラブの活動を通して、生きがい、社会参加、閉じこもり防止、認知症予防が促進されるよう、取組を支援します。
- (イ) 高齢者が自発的に地域活動に参画できるよう、地域づくり組織を通して働きかけます。
- (ウ) 各地域の市民センター、老人福祉センターふれあいが、高齢者が身近な地域の中で交流できる通いの場として有効活用されるよう、機能と活動内容の充実を図ります。
- (エ) 高齢者が社会貢献活動に参加しやすい環境の整備や人材育成の取組を行います。
- (オ) 高齢者が快適で安全に移動できるような交通環境の整備に努めます。

⑦雇用・就労機会の拡大

(福祉子ども部・産業部)

- (ア) 就労意欲を持つ高齢者やシニア層の人材活用を目指す事業者に対し、シルバー人材センター等関係機関・団体を紹介することで、就労機会の創出を支援します。

⑧健康づくり・介護予防の推進

(地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 健康増進に関する施設の利用を促進するとともに、身近にある市民センターや集会所を活用して、健康づくりにつながる講座などを開催し、健康に対する意識啓発を進めます。
- (イ) 高齢者が自身の健康保持や介護予防についての意識を持つよう、地域包括支援

センターやまちの保健室による情報提供や助言を行い、セルフケアマネジメントに対する意識の向上に努めます。

- (ウ) 地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにより、要支援者的心身の状況、生活環境などに応じて、対象者自身の選択に基づくサービスを包括的かつ効率的に実施し、自立と社会参加を支援します。
- (エ) 地域づくり組織の活動と協働し、地域ぐるみで介護予防に取り組むことで、住民の生涯現役、健康寿命の延伸を目指します。

⑨災害時支援体制の整備

(なばりの未来創造部・地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。
- (イ) 地域づくり組織や関係団体・機関と連携し、災害時における避難誘導・安否確認などの支援体制づくりを進めます。
- (ウ) 自主防災組織の活動支援、育成を行います。
- (エ) 避難施設で高齢者に必要となる設備や物資の把握と整備を図ります。

(6) 外国人の人権

SDGs 関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

本市の外国人住民数は、2007（平成19）年の705人をピークに減少傾向が続いていましたが、2016（平成28）年から再度増加傾向に転じ、コロナ禍の影響で伸びが鈍った時期はあったものの、2022（令和4）年からは年間約100人の増となっており、2024（令和6）年では1,244人で、国籍別ではベトナムが最も多く、全体の約23%、次いでフィリピンで約17%、中国が約15%などとなっています。

「市民意識調査」で関心のある人権問題を複数回答でたずねたところ、「外国人」という回答は16.8%であり、前回調査（2016（平成28）年）を7.4ポイント上回りました。前回調査時の外国人住民数546人から約700人増加したことが背景にあるとみられます。それでも最も割合が高かった「障害者」の48.4%、「高齢者」と「インターネットを悪用した人権侵害」42.4%、「子ども」で39.0%などと比べると、決して高い数値とは言えず、自分に関わる身近な問題と受け止められているとは言えません。

多文化共生という言葉を知らない人や外国人が増えることに不安を感じる人がいます。また、言葉や文化の違いにより誤解やトラブルが発生することもあります。外国人住民に日本の文化を理解してもらうと同時に、日本人住民も外国の文化を理解し、お互いが認め合い尊重し合うことが大切です。

コミュニケーションをとる上で、言葉は非常に重要ですが、多言語化しただけでは理解できない制度や文化もあります。多言語での情報提供に加え、やさしい日本語の普及・活用の推進や効果的な情報発信の在り方を検討する必要があります。

また外国人住民は地域とのつながりや関係が薄く孤立しやすい状況にあります。日本人住民の柔軟な対応力と外国人住民の積極的な地域参加の意識も求められます。外国人住民が地域社会の一員としてまちづくりに参加することは、地域の活性化に加え、「これからも名張市で暮らしたい」という外国人自身の地域愛の確立につながります。

これらの課題に取り組むため、2020（令和2）年、外国人住民と地域住民とが共に暮らしやすい名張市の実現を目指し、多文化共生の推進の拠点として名張市市民情報交流センター内に名張市多文化共生センター（愛称：N a b i C h a n）を設置し、名張市人権センターに運営を委託しています。具体的な取組として外国人住民をはじめ地域住民からの相談対応やSNSを活用した情報発信を多言語で行っています。また、日本語教室も開講し幅広い年齢層の外国人住民が日本語力の向上に励んでいます。今後も多様な主体と連携・協働しながら各施策を進めます。

《施策の方向・内容》

①多文化共生社会の構築

(地域環境部)

(ア)市民情報交流センター内に開設した「多文化共生センター(NabiChaan)」を拠点に、国際交流・相互理解の支援、相談対応、多言語による情報提供、通訳・翻訳サポート、日本語教室・学習支援教室、図書資料の貸出を行い、多文化共生社会の構築を目指します。

②外国人の人権に関する啓発

(地域環境部)

(ア)様々な国の文化や習慣の違いを理解し、相互に尊重し合いながら共生していく意識づくりのための啓発に取り組みます。
(イ)関係機関・団体と連携するなどして、多文化共生への相互理解が促進されるよう啓発に取り組みます。

③相談・支援体制の充実

(地域環境部・市民部)

(ア)市の各種制度やサービス、災害対策情報など生活に必要な情報について、多言語版ガイドブックや市ホームページなど、多言語による情報発信に努めます。
(イ)市の窓口業務においては、「やさしい日本語*」での対応に努めます。
(ウ)市内外の各種機関・団体が実施している外国人向けの生活情報や、各種相談などのサービス情報の収集・提供に努めます。

④学校教育における支援と国際理解教育の推進

(教育委員会)

(ア)学校教育において、多様な文化的背景が尊重され必要な教育が受けられるよう、各種の支援に取り組みます。
(イ)小中学校へのALT(英語指導助手)派遣事業を通じて、国際理解教育を推進します。

⑤参加・交流事業への支援

(地域環境部)

(ア)国際交流や国際協力に取り組む各種団体等の主体的な取組を支援します。
(イ)地域イベントへの外国人市民の参画を支援します。
(ウ)外国人市民の自主的サークルの運営を支援します。
(エ)国際理解教育の取組に、外国人市民がゲストティーチャーとして参加するよう働きかけます。

⑥適正雇用と適正就労の確保

(産業部)

- (ア) 厚生労働省、三重県労働局、ハローワーク、三重県等からの適正雇用・適正就労に関する情報を企業や事業所に対し広報やホームページで周知します。

(7) 感染症・難病患者等の人権

SDGs 関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

1996（平成8）年「らい予防法」が廃止され、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。また、2019（令和元）年11月には、ハンセン病回復者の家族が受けた差別、偏見に対して、初めて国は責任を認め、家族に対する補償制度等が創設されました。

しかし、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催などにより、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要です。

国内のHIV感染者及びエイズ患者の数は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常の生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により変わらない日常生活を営むことができるようになります。

HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への偏見や差別解消し、HIV感染者・エイズ患者を含むみんなが安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

しかしながら、2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染拡大に際して、感染者やその家族、医療従事者、感染者の勤務先などに対する不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しました。ハンセン病や、HIV感染症・エイズ問題の教訓が生かされなかったと言えます。

難病は、原因不明で治療法も未確立であり、疾病の認知度は低く社会の理解が進んでいません。さらに経過が慢性的でその治療が長期にわたることが多く、難病患者は日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく介護等の多くの負担を抱えており、難病患者及びその家族に大きな肉体的・精神的負担が生じています。

また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって思うように就労できない場合もあり、難病患者やその家族の不安を解消していくため、支援・相談体制の充実が必要です。

《施策の方向・内容》

①感染症・難病等に関する正しい知識の普及啓発

(地域環境部・福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) HIVやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症や難病などについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- (イ) 感染者や患者、その家族に対して、偏見や差別をしないよう研修等を通じ啓発し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。
- (ウ) 学校教育において、感染症や難病に関する正しい知識の普及に努め、感染や難病患者、その家族などに対する偏見や差別の解消に取り組みます。

②適切な医療に関する情報提供

(福祉子ども部)

- (ア) 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう県や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。

③相談・支援体制の充実

(地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷、差別に関する相談窓口の周知に努めます。

(8) 性的指向・性自認

SDGs 関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

第3次名張市人権施策基本計画では、「セクシュアル・マイノリティの人権」としていましたが、この計画ではLGBT当事者だけではなく、あらゆる人を包括する概念である「性的指向・性自認*」としました。

性的指向や性自認が多様であることに対する社会の理解が不足しているために、当事者が偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。悩みを抱えている人々が安心して暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

一人一人の違いを認め合い、互いを大切にすることが、全ての人が自分らしく輝いて生きることができます。

性的指向や性自認は、誰かに決められるものではなく、その人自身が決めるものです。

すべての人が幸福に生きられるよう、性自認や性的指向など、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを目指し、2020（令和2）年8月、議員提案により「性の多様性を認め合うまち・なばり」を決議しました。

性的指向・性自認は子どもにも関わる人権課題でもあります。文部科学省は2016（平成28）年、教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を出して、性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応を要請し、2022（令和4）年に公表した改訂版「生徒指導提要」において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教育現場における適切な対応を求めていきます。

こうしたことをふまえ、教職員や児童生徒が、性的指向・性自認についての理解を深めるための研修や教育を推進するとともに、児童生徒の心情等に十分配慮し、状況等に応じた適切な支援を行うことが必要です。

《施策の方向・内容》

①性的指向・性自認に関する啓発

（地域環境部）

- (ア) ホームページなどを活用して、性的指向・性自認について、市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。
- (イ) 「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議（令和2年8月31日）

議決）の周知を図ります。

②学校教育における配慮と正しい理解の促進

（教育委員会）

- (ア) 性的指向・性自認に関し、教職員に対する情報提供や研修の充実を図り、学校教育における性的指向・性自認に対する配慮と正しい理解を促進します。
- (イ) 性的指向・性自認に関する児童・生徒の正しい理解を促進するため、発達段階に応じた学習を進めます。

③市職員に対する研修

（総務部・地域環境部）

- (ア) 「多様な性の在り方を知り、行動するための職員ガイドライン」の周知を図り、市職員一人一人の性的指向・性自認への理解が深まるよう、研修の機会を設けます。

④相談・支援体制の整備

（地域環境部・教育委員会）

- (ア) 性的指向・性自認に係る相談に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努めます。
- (イ) より専門的な相談が必要なケースに対応するため、国や県、当事者団体などによる専門相談機関情報の収集と提供を行います。
- (ウ) 学校と関係機関・団体との連携を強化し、児童・生徒が性的指向・性自認について安心して相談することができる体制を整備します。

(9) インターネット上の人権

SDGs 関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

情報通信技術の進展により、インターネットは利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットの普及により、情報発信や情報収集、コミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。しかし、インターネットの「公開性」「拡散性」「記録性」という特性が、掲載された情報の修正、消去や急激な拡散の防止などを困難にし、また、発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信など深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。

こうした状況を考慮し、国においては、プロバイダの責任や発信者情報の開示請求等について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ってきましたが、深刻さを増すインターネット上の人権状況に対応するため、2021（令和3）年、プロバイダ責任制限法の一部改正を経て、2024（令和6）年、プロバイダ責任制限法の条文を維持したまま、大規模プラットフォーム事業者を指定して権利侵害情報への対応の迅速化など様々な義務を課すとした「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が制定されました（施行は2025年度の見込み）。

市では、2007（平成19）年から、伊賀市、県と連携して実施しているインターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等の防止と削除要請等の早期対応のためのモニタリング事業を、人権研修の一環と位置付け市職員を派遣しています

しかしながら、インターネット上における人権状況は依然厳しい状況にあり、これこそがまさに「部落差別解消推進法」が施行されるに至った社会的背景です。

「市民意識調査」ではインターネット上の差別的表現への対応について、最も割合が高かったのは「インターネット利用の際のルールやマナーについて啓発・教育を行う」で62.7%、次いで「法律をつくって、取り締まりを強化する」で53.1%、次いで「行政機関がプロバイダなどへ削除を求める」と「差別的な情報発信に対する監視を強化する」で、それぞれ44.0%となっています。

前回調査との比較では、「法律をつくって、取り締まりを強化する」で11.3ポイント、「行政機関がプロバイダなどへ削除を求める」で9.3ポイント高くなっています。

インターネット利用者一人一人が、インターネットが公共空間であることを認識し、

情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

『施策の方向・内容』

①インターネット上の人権に関する啓発

(地域環境部)

- (ア) インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供します。
- (イ) インターネットの特性や利用上のルール・マナーについて、学習機会の提供に努めます。

②学校教育における情報モラル教育の推進

(教育委員会)

- (ア) 児童・生徒の発達段階に応じて、インターネット上の人権問題への理解を深め、情報モラルを身につけられる教育を推進します。
- (イ) 児童・生徒のインターネット（SNS）の適切な利用について、保護者啓発を進めます。

③インターネット上の人権侵害書き込みモニタリング

(地域環境部)

- (ア) 「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」が三重県から受託している「インターネット上における差別表現書き込み分析調査研究事業」（インターネット・モニタリング事業）に、引き続き職員を派遣し全庁体制で取り組みます。

④市職員・教職員に対する研修

(総務部・地域環境部)

- (ア) 市職員や教職員の情報リテラシーを高めるための研修や情報提供に努めます。

⑤相談体制の充実

(地域環境部)

- (ア) 差別事象や人権侵害書き込みの発信者が特定できる場合、法務局などの関係機関と連携し、侵害行為の中止と情報削除を働きかけます。
- (イ) 情報発信者の特定できない場合についても、関係機関等と連携し、プロバイダ等に対して情報の削除や、発信者の情報開示を求めるなどの取組を行います。
- (ウ) 安心してインターネットが利用できるよう、インターネット上の人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

(10) ハラスメント

SDGs 関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に

《現状と課題》

パワーハラスメント（パワハラ）は「優越的な関係を背景とした言動」「業務上必要かつ相当な範囲を超える」「労働者の就業環境が害される」の3つの要件を備えたものと定義されます。

セクシャルハラスメント（セクハラ）は、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすることを指します。

パワハラの具体的な内容としては、「精神的な攻撃」が最も多く報告されています。セクハラに関しては、「性的な冗談やからかい」「不必要的身体への接触」「食事やデートへの執拗な誘い」などが多くなっています。

近年、セクハラ防止規定を設ける企業も増えていることなどから、企業でのセクハラは減少傾向にある一方、パワハラはむしろ増加しているとの報告もあります。

2019年5月に改正労働施策総合推進法（通称パワハラ防止法）が成立し、2022年4月から全企業にパワハラ防止措置が義務づけられたため、今後は減少していくことが期待されます。

職場でのセクハラ、パワハラ以外に、妊娠・出産・育児休業などのハラスメント（マタハラ、パタハラ）、介護休業などのハラスメント（ケアハラ）、顧客などからの著しい迷惑行為（カスハラ）、就活に伴い生じるセクハラなどにも留意する必要があります。

「市民意識調査」で過去5年間で人権が侵害されたと思ったことが「ある」と回答した人に、その内容を複数回答でたずねたところ、「職場でハラスメント（セクハラ・パワハラ）を受けた」が最も多く38.2%でした。

ハラスメントは、その性質上、人権侵害であるとして声を挙げにくく、周囲が気づきにくいケースも少なくないと考えられます。ハラスメントを受けたと感じる人々の声を聞き、迅速に対処するための仕組みづくりが求められます。

《施策の方向・内容》

①ハラスメントに関する啓発

（地域環境部）

（ア）ホームページなどを活用した広報活動、講演会、研修会など、様々な機会を通じて、ハラスメント防止に向けた制度の周知・啓発を推進します。

②市職員・教職員に対する研修

(総務部・教育委員会)

- (ア) 市職員や教職員、管理職を対象とした研修を実施し、職場におけるハラスメントの防止に向け、ハラスメントについての認識を深め、人権意識の向上を図ります。

③企業におけるハラスメント防止活動への支援

(地域環境部・産業部)

- (ア) 企業（事業者）のハラスメント防止に向けた自主的な取組を支援します。
- (イ) 企業啓発訪問の際に、各種ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、相談窓口などの情報提供を行います。
- (ウ) 厚生労働省、三重県労働局、ハローワーク、三重県等からの適正雇用・適正就労に関する情報を企業や事業所に対し広報やホームページで周知します。

④相談・支援体制の充実

(地域環境部)

- (ア) 相談窓口に関する情報提供を行うとともに、国・県などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談・支援に取り組みます。

(11) 様々な人権課題

SDGs 関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 2 : 飢餓をゼロに
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

◇ 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」）は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、刑事手続きの過程等で受ける精神的苦痛や経済的負担、さらには、周囲の人々の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネット上の誹謗中傷、興味本位のマスコミ取材と報道などにより二次的被害を受けることが少なくありません。

国においては2005（平成17）年、「犯罪被害者等基本法」が施行されていますが、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えません。

◇ 刑を終えて出所した人の人権

罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になることができるよう支援することで、再犯の防止と安全で安心できる社会の実現を目指すため、2016（平成28）年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

しかし、刑を終えて出所した本人に更生の意欲があっても、人々の意識の中に根深い偏見や差別意識があり就職や住居の確保が困難なことなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。また、インターネット上での犯罪歴の書き込みが拡散し、いつまでも残っていることで、様々な差別的扱いを受けることもあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠なことから、刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

◇アイヌの人々の人権

2019（令和元）年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

先住民族として、北海道を中心とした地域に昔から住んでいるアイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式など、独自の豊かな文化をもって暮らしていましたが、近世以降、いわゆる同化政策が進められたことなどによって、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、誤った理解により、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

三重県はアイヌの人々と深い交流を持ち、アイヌ民族の文化や生活実態などを克明に記録し、「北海道」の名付け親でもある松浦武四郎*の出身地です。私たち一人一人が、アイヌの人々の生活習慣や伝統文化を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

◇ホームレスの人々の人権

厚生労働省の 2024（令和 6）年度調査によると、全国の路上で生活する人の数は 2,820 人。同調査の 17 年前の人数 18,564 人と比べると、8 割以上減少したことになります。一方で、安定した住居がない状態でネットカフェ等を利用する人は、東京都の調査では都内だけで一晩に 4,000 人いると推計されています（2018（令和元）年）。

いわゆる「ネットカフェ難民」をはじめとする、統計に現れない「見えないホームレス」の数を合わせると、甚大な数の人が、今も不安定な居所で夜を過ごしていると考えられます。

ホームレス状態になる理由としては、「失業」「債務問題」「病気や障害」「家族との離別」「介護離職」「被災」など様々です。何がきっかけになるのかは違っていても、共通しているのは、問題が起こったその時に、頼ったり、相談できたりする人や場所、機会がなかった、ということです。

「人は仕事と住まいを失うだけでは『ホームレス』になりません。人とのつながりや希望を失って孤立した時にホープレスになりホームレスになるのです」と、支援者団体は指摘しています。

国では 2002（平成 14）年、国と地方自治体の責務として自立の意思のあるホームレスの自立の支援、ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域への支援、その他ホームレスに関する問題の解決に取り組むことを目的に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を施行しました（2 度の延長を経て 2027（令和 9）年度までの時限立法）。

行政だけでなく、社会の一人一人がこの問題に関心を寄せることが、孤立を解消し、つながりと希望を回復する一歩につながります。

◇北朝鮮当局による拉致問題

2002（平成 14）年、日朝首脳会議において、北朝鮮当局は、日本人の拉致を認め、5

人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが必要です。

2006（平成18）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題であり、人権侵害です。その解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

◇災害と人権

近年、全国各地での台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水害の発生、大規模な震災により、被災地域の住民が避難所に滞在するケースが多くなっています。

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する人について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢、性別、性自認、家族構成、病気、言葉の違いなどに配慮した取組が必要となっています。

これらの問題について、避難者の多様性に配慮した避難所運営に向けて市町の取組の支援や、災害時における人権問題に対する関心と認識を深める啓発など災害時にも人権が配慮される社会づくりが必要です。

《施策の方向・内容》

①様々な人権課題に関する啓発

（地域環境部）

- (ア) 誤った認識や偏見に基づく様々な人権課題について、ホームページの活用など様々な機会を通じて啓発を推進します。
- (イ) 社会情勢の変化などによって今後生じる新たな人権課題に対しては、国・県と連携し、迅速な情報提供に努めます。

②相談・支援体制の整備

（総務部・地域環境部・教育委員会）

- (ア) 市民や児童・生徒にとって最も身近な相談窓口であるべき市職員・教職員が、様々な人権課題に的確に対応できるよう、人権意識向上のための研修会を実施し、その資質の向上に努めます。
- (イ) 庁内に寄せられる各種相談については、個人情報に配慮しながら、庁内関係部署、関係機関・団体と共有・連携し、相談者に寄り添った支援を行います。

第5章 人権施策推進体制

(1) 人権施策の推進体制

この計画の基本理念に掲げた「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」を目指して、総合計画「なばり新時代戦略」と連動し、「名張市人権推進本部」を中心として関連部署相互の緊密な連携の下、人権施策を総合的かつ計画的に推進し人権尊重を基本とした行政運営に取り組みます。

(2) 国、県、関係機関・団体等との連携

この基本計画を多様な主体と協働して推進するため、市民や人権に関わる市民団体、事業者などとの連携を強化します。

また、国や県、近隣自治体との連携強化を図り、情報収集、情報交換、人権施策の事例研究などを行います。

(3) 人権施策の進行管理

この基本計画に掲げた施策について、行政評価制度と連動しながら名張市人権推進本部において状況を把握し、定期的に名張市差別撤廃審議会へ報告します。

名張市差別撤廃審議会は、定期的にこの計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。